

# 函館市

## 障がい者虐待対応支援マニュアル

誰もが尊厳をもって暮らせる地域を目指して



令和4年3月改正

函館市保健福祉部

はじめに

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（いわゆる、障害者虐待防止法）が平成23年6月に成立し、平成24年10月1日から施行されました。

障害者虐待防止法は、障がい者に対する虐待が障がい者の尊厳を害するものであり、障がい者の自立および社会参加にとって虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、虐待の防止、早期発見、虐待を受けた障がい者に対する保護や自立の支援、養護者に対する支援などを行うことにより、障がい者の権利利益の擁護に資することを目的としています。

また、その目的を実現するため、国、地方公共団体、障害者福祉施設従事者等、使用者等に虐待の防止のための責務を課するとともに、障がい者虐待を受けたと思われる障がい者を発見した者に通報義務を課しています。

そして、通報を受けた市町村や都道府県は、事実確認や公権力の行使を含めて迅速かつ適切に対応し、虐待を受けた障がい者の保護や自立の支援、養護者に対する支援などに取り組む必要があります。

そこで、函館市では、要援護障がい者対策地域協議会やワーキンググループで議論を重ね、ご意見をいただきながら、市職員や地域で障がい者を支援する関係者が、虐待対応をする際の参考となるようマニュアルを策定しました。

このマニュアルは、厚生労働省が作成した「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応」をベースに、より実践的で使い勝手がよくなるよう、虐待が起きる背景や対応の留意点の記載を盛り込むなどの工夫をしています。

今後、各地域や職場で、虐待事案に対応したり、虐待の防止を図っていくうえで、このマニュアルが有効活用され、障がい者やそのご家族の救済や支援につながることを願っています。

函館市保健福祉部

## 〈 目 次 〉

### 1 障がい者虐待とは

- (1) 障がい者虐待の定義 . . . . . 1
- (2) 障がい者虐待の種類 . . . . . 3

### 2 養護者による障がい者虐待への対応について

- (1) 虐待への対応手順 . . . . . 6
- (2) 虐待の発見と相談 . . . . . 7
  - ア 虐待の早期発見 . . . . . 7
  - イ 虐待の相談・通報の受理 . . . . . 10
- (3) 事実確認, 緊急性の判断 . . . . . 11
- (4) コアメンバー会議 . . . . . 11
- (5) 立入調査 . . . . . 12
- (6) 個別ケース会議 . . . . . 13
- (7) 養護者(家族等)への支援 . . . . . 13
- (8) 成年後見制度等の活用 . . . . . 14
- (9) 定期的なモニタリング . . . . . 15
- (10) 虐待対応の終結 . . . . . 15

### 3 障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待への対応について

- (1) 施設・事業者における虐待防止の責務 . . . . . 16
- (2) 通報義務 . . . . . 16
- (3) 守秘義務との関係 . . . . . 16
- (4) 不利益取り扱いの禁止 . . . . . 16
- (5) 市による事実確認 . . . . . 16
- (6) 市から北海道への報告 . . . . . 16
- (7) 社会福祉法および障害者総合支援法の規定による権限の行使 . . . . . 17
- (8) 虐待状況の公表 . . . . . 17

### 4 使用者による障がい者虐待への対応について

- (1) 労働者への研修の実施 . . . . . 19
- (2) 苦情処理体制の構築 . . . . . 19
- (3) 通報等の受付 . . . . . 19
- (4) 守秘義務との関係 . . . . . 19
- (5) 不利益取り扱いの禁止 . . . . . 20
- (6) 市による事実確認 . . . . . 20

(7) 市から北海道への通知	20
(8) 北海道から北海道労働局への報告	20
(9) 北海道労働局による対応	20
(10) 虐待状況の公表	20

## 5 障がい者虐待相談窓口

(1) 障がい者虐待の通報・相談窓口（函館市保健福祉部）	22
(2) その他の関連する相談窓口	22

## 6 様式集

(1) 相談・通報・届出受付票	24
(2) 障がい者虐待リスクアセスメント・チェックシート	26
(3) 身分証明書（立入調査）	36
(4) 障がい者虐待事案に係る援助依頼書	37
(5) 障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待について（報告）	38
(6) 使用者による障がい者虐待に係る通知	40
(7) 労働相談票（使用者による障がい者虐待）	41
(8) 虐待防止チェックリスト職員用（入所施設）	43
(9) 虐待防止チェックリスト職員用（通所施設）	44
(10) 虐待防止チェックリスト施設用	45

## 7 関係法令等

(1) 函館市要援護障がい者対策地域協議会設置要綱	46
(2) 障害者虐待の防止，障害者の養護者に対する支援等に関する法律	48

## 1 障がい者虐待とは

平成24年10月1日に施行された「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下、「障害者虐待防止法」という。）では、

- ・ 障がい者虐待の定義
- ・ 国および地方公共団体の責務
- ・ 国民の責務
- ・ 障がい者虐待の早期発見
- ・ 養護者による障がい者虐待の防止、養護者に対する支援
- ・ 障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待の防止
- ・ 使用者による障がい者虐待の防止

等について規定しています。

### (1) 障がい者虐待の定義

「障害者虐待防止法」では、障がい者が「養護者」や「障害者福祉施設従事者等」および「使用者」から不適切な行為や扱いによって権利・利益を侵害される状態、生命、健康、生活が損なわれるような状態におかれることを「障がい者虐待」と定義しています。

#### 【図表1】 障害者虐待防止法の用語説明

##### ア 障がい者

障がい者とは障害者基本法第2条第1号に規定する障害者をいう。

※ 障がい者とは「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他心身の機能の障害がある者であって、障害および社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」としており、障害者手帳を取得していない場合も含まれる点に留意が必要となります。

##### イ 養護者

障がい者を現に養護（身の世話・身体介護）や金銭管理等を行っている障がい者の家族、親族、同居人等

##### ウ 障害者福祉施設従事者等

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下、「障害者総合支援法」という。）に規定する「障害者福祉施設」または「障害福祉サービス事業等」に係る業務に従事する者

「障害者福祉施設」または「障害福祉サービス事業等」に該当する施設・事業は以下のとおり

法上の規定	事業名	具体的内容
障害者福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者支援施設</li> <li>・ のぞみの園</li> </ul>	
障害福祉サービス事業等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害福祉サービス事業</li> </ul>	居宅介護，重度訪問介護，同行援護，行動援護，療養介護，生活介護，短期入所，重度障害者等包括支援，自立訓練，就労移行支援，就労継続支援，就労定着支援，自立生活援助および共同生活援助
	一般相談支援事業および特定相談支援事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 移動支援事業</li> <li>・ 地域活動支援センターを運営する事業</li> <li>・ 福祉ホームを運営する事業</li> <li>・ 障害児相談支援事業</li> <li>・ 障害児通所支援事業</li> </ul>	児童発達支援，医療型児童発達支援，放課後等デイサービス，居宅訪問型児童発達支援および保育所等訪問支援

エ 使用者

障がい者を雇用する事業主または事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について事業主のために行為をする者

## (2) 障がい者虐待の種類

「障害者虐待防止法」では、障がい者虐待を「身体的虐待」、「性的虐待」、「心理的虐待」、「放棄・放任（ネグレクト）」、「経済的虐待」の5つに分類しています。

【図表2】 障がい者虐待の例

区分	内容と具体例
身体的虐待	<p>暴力や体罰によって身体に傷やあざ，痛みを与える行為。身体を縛りつけたり，過剰な投薬によって身体の動きを抑制する行為</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・平手打ちする</li><li>・殴る</li><li>・蹴る</li><li>・壁に叩きつける</li><li>・つねる</li><li>・無理やり食べ物や飲み物を口に入れる</li><li>・やけど</li><li>・打撲させる</li><li>・身体拘束（柱や椅子やベッドに縛り付ける，医療的必要性に基づかない投薬によって動きを抑制する，ミトンやつなぎ服を着せる，部屋に閉じ込める，施設側の管理の都合で睡眠薬を服用させる等）</li></ul>
性的虐待	<p>性的な行為やその強要</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・性交</li><li>・性器への接触</li><li>・性的行為を強要する</li><li>・裸にする</li><li>・キスする</li><li>・本人の前でわいせつな言葉を発するまたは会話する</li><li>・わいせつな映像を見せる</li></ul>
心理的虐待	<p>脅し，侮辱等の言葉や態度，無視，嫌がらせ等によって精神的に苦痛を与えること。</p>

	<p><b>【具体的な例】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「バカ」「あほ」等の障がい者を侮辱する言葉を浴びせる</li> <li>・怒鳴る</li> <li>・ののしる</li> <li>・悪口を言う</li> <li>・仲間に入れない</li> <li>・子ども扱いする</li> <li>・人格をおとしめるような扱いをする</li> <li>・話しかけているのに意図的に無視する</li> </ul>
<p>放棄・放任 (ネグレクト)</p>	<p>食事や排泄，入浴，洗濯等身の世話や介助をしない，必要な福祉サービスや医療や教育を受けさせない等によって，障がい者の生活環境や身体・精神的状態を悪化，または不当に保持しないこと。</p> <p><b>【具体的な例】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食事や水分を十分に与えない</li> <li>・食事の著しい偏りによって栄養状態が悪化している</li> <li>・あまり入浴させない</li> <li>・汚れた服を着させ続ける</li> <li>・排泄の介助をしない</li> <li>・髪や爪が伸び放題</li> <li>・室内の掃除をしない</li> <li>・ごみを放置したままにしてある等，劣悪な住環境の中で生活させる</li> <li>・病気やけがをしても受診させない</li> <li>・学校に行かせない</li> <li>・必要な福祉サービスを受けさせない，制限する</li> <li>・同居人による身体的虐待や心理的虐待を放置する</li> </ul>
<p>経済的虐待</p>	<p>本人の同意なしに（あるいはだます等して）財産や年金，賃金を使ったり勝手に運用し，本人が希望する金銭の使用を理由なく制限すること。</p> <p><b>【具体的な例】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年金や賃金を渡さない</li> <li>・本人の同意なしに財産や預貯金を処分，運用する</li> <li>・日常生活に必要な金銭を渡さない，使わせない</li> <li>・本人の同意なしに年金等を管理して渡さない</li> </ul>



【図表 3】 障がい者虐待における虐待防止法制の対象範囲

○ 障がい者虐待の発生場所における虐待防止法制を法別・年齢別に整理

所在場所 年齢	在宅 (養護者・保護者)	福祉施設						企業	学校 病院 保育所
		障害者総合支援法		介護保険法等	児童福祉法				
		障害福祉サービス事業所(入所系, 日中系, 訪問系, GH等含む)	相談支援事業所	高齢者施設等(入所系, 通所系, 訪問系, 居住系等含む)	障害児通所支援事業所	障害児入所施設等(注1)	障害児相談支援事業所		
18歳未満	児童虐待防止法 ・被虐待者支援 (都道府県) ※			—	障害者虐待防止法(省令) ・適切な権限行使 (都道府県市町村)	改正児童福祉法 ・適切な権限行使 (都道府県)	障害者虐待防止法(省令) ・適切な権限行使 (都道府県市町村)		
18歳以上 65歳未満	障害者虐待防止法 ・被虐待者支援 (市町村)	障害者虐待防止法 ・適切な権限行使 (都道府県市町村)	障害者虐待防止法 ・適切な権限行使 (都道府県市町村)	—	(20歳まで) (注2)	【20歳まで】	—	障害者虐待防止法 ・適切な権限行使 (都道府県労働局)	障害者虐待防止法 ・間接的防止措置 (施設長)
65歳以上	障害者虐待防止法 高齢者虐待防止法 ・被虐待者支援 (市町村)			【特定疾病40歳以上】 高齢者虐待防止法 ・適切な権限行使 (都道府県市町村)	—	—	—		

※ 養護者への支援は、被虐待者が18歳未満の場合でも必要に応じて障害者虐待防止法も適用される。  
 なお、配偶者から暴力を受けている場合は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の対象にもなる。

(注1) 里親, 乳児院, 児童養護施設, 障害児入所施設, 情緒障害児短期治療施設, 児童自立支援施設

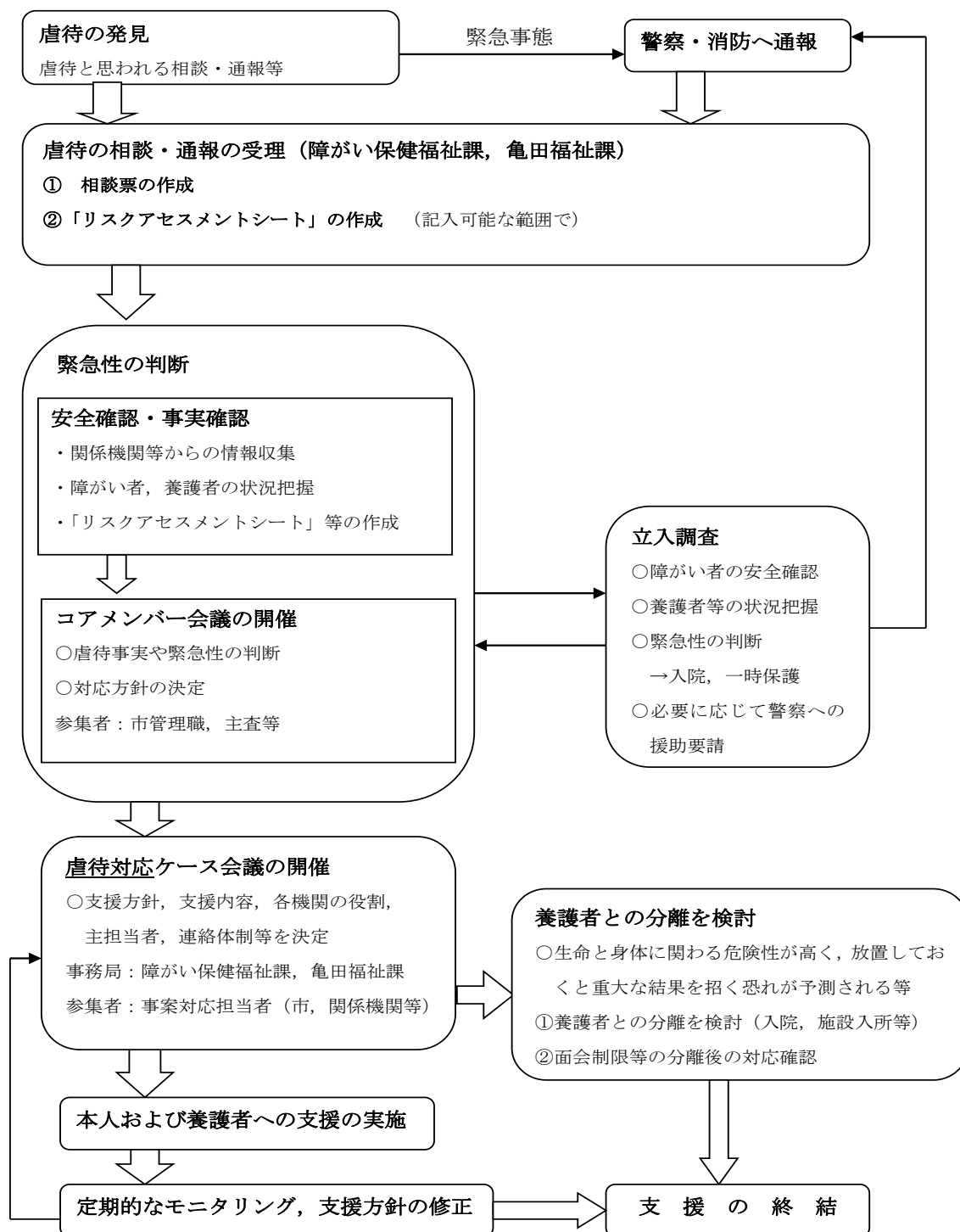
(注2) 放課後等デイサービスのみ

## 2 養護者による障がい者虐待への対応について

### (1) 虐待への対応手順

障がい者の安全確保のために一刻をあらそう事態も考えられます。夜間・休日を問わず迅速な対応が図られるように、障がい保健福祉課（函館市障がい者虐待防止センター）および亀田福祉課を中心に、関係機関が連携し、支援にあたります。

【図表 4】 養護者による虐待対応システム・フロー



## (2) 虐待の発見と相談

### ア 虐待の早期発見

障がい者虐待への対応は、問題が深刻化する前に早期に発見し、障がい者や養護者等に対する支援を開始することが重要です。「障害者虐待防止法」では、行政のほか（第6条第1項）、保健・医療・福祉・労働等の関係者も虐待の早期発見に努めることとされており（第6条第2項）、虐待を発見しやすい立場にあることの自覚とともに虐待問題に関する意識を高くもつことが必要です。

虐待をしている養護者等には、虐待をしている自覚がない場合が多く、また、虐待を受けている障がい者も虐待だと認識できない場合や無力感から諦めていることもあります。施設や労働現場で発生した虐待の場合は、障がい者を預かって貰っているという家族の気持ちや他に行き場がない等の状況から家族が虐待する側を擁護する等、事実を否定することもあります。

障がい者や養護者・家族等に虐待が疑われるサインがみられる場合には、発見者や情報を入手した者は一人で抱え込まず、速やかに市の障がい者虐待防止センター（障がい保健福祉課）や相談窓口（亀田福祉課）に相談・通報してください。

また、できる限り障がい者や養護者・家族が自ら前述の障がい者虐待防止センター等に連絡するよう働きかけることも重要です。虐待は、障がい者や養護者・家族が気づくことが重要であり、これによってその後の支援の内容も大きく変わってきます。

障がい者への虐待が疑われる場合に見られるサインを「障がい者虐待発見チェックリスト」図表5として掲載したので、虐待を発見するための目安としてください。

#### ※「発見者」と想定される例

…… 家族、民生委員、近隣住民、町会関係者、障害福祉サービス事業者、保健・医療・福祉・労働等の関係者、各関係団体等

#### ※「情報を入手した者」と想定される例

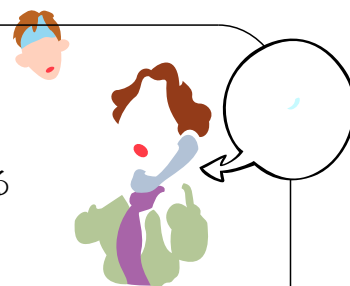
…… 民生委員、近隣住民、町会関係者、障害福祉サービス事業者、保健・医療・福祉・労働等の関係者、各関係団体等

### ためらわずに相談・通報を！

障害者虐待防止法では、国民が虐待を受けたと思われる障がい者を発見した場合、速やかに「通報する責務」があります。

また、同時に、通報を受理した側にも、通報者を特定する情報について「守秘義務」が課せられています。

虐待が疑われるサインに気づいたら、ためらわずに相談通報をしてください。



【図表 5】

**障がい者虐待発見チェックリスト**

虐待していても本人には、その自覚のない場合や虐待されていても、障がい者自らSOSを訴えないことがよくありますので、小さな兆候を見逃さないことが大切です。

複数の項目に当てはまる場合は疑いがそれだけ濃いと判断できます。これらはあくまで例示なので、完全に当てはまらなくても虐待がないと即断すべきではありません。類似の「サイン」にも注意深く目を向ける必要があります。

**<身体的虐待のサイン>**

- 身体に小さな傷が頻繁にみられる
- 太ももの内側や上腕部の内側，背中等に傷やみみずばれがみられる
- 回復状態がさまざまに違う傷，あざがある
- 頭，顔，頭皮等に傷がある
- お尻，手のひら，背中等に火傷や火傷の跡がある
- 急におびえたり，こわがったりする
- 「こわい」「嫌だ」と施設や職場へ行きたがらない
- 傷やあざの説明のつじつまが合わない
- 手をあげると，頭をかばうような格好をする
- おびえた表情をよくする，急に不安がる，震える
- 自分で頭をたたく，突然泣き出すことがよくある
- 医師や保健，福祉の担当者に相談するのを躊躇する
- 医師や保健，福祉の担当者に話す内容が変化し，つじつまが合わない

**<性的虐待のサイン>**

- 不自然な歩き方をする，座位を保つことが困難になる
- 肛門や性器からの出血，傷がみられる
- 性器の痛み，かゆみを訴える
- 急におびえたり，こわがったりする
- 周囲の人の体をさわるようになる
- 卑猥な言葉を発するようになる
- ひと目を避けたがる，一人で部屋にいたがるようになる
- 医師や保健，福祉の担当者に相談するのを躊躇する
- 眠れない，不規則な睡眠，夢にうなされる
- 性器を自分でよくいじるようになる

**<心理的虐待のサイン>**

- かきむしり，かみつき等，攻撃的な態度がみられる
- 不規則な睡眠，夢にうなされる，眠ることへの恐怖，過度の睡眠等がみられる
- 身体を萎縮させる

- おびえる，わめく，泣く，叫ぶ等パニック症状を起こす
- 食欲の変化が激しい，摂食障害（過食，拒食）がみられる
- 自傷行為がみられる
- 無力感，あきらめ，なげやりな様子になる，顔の表情がなくなる
- 体重が不自然に増えたり，減ったりする

### <放棄・放任のサイン>

- 身体から異臭，汚れがひどい髪，爪が伸びて汚い，皮膚の潰瘍
- 部屋から異臭がする，極度に乱雑，ベタベタした感じ，ゴミを放置している
- ずっと同じ服を着ている，汚れたままのシーツ，濡れたままの下着
- 体重が増えない，お菓子しか食べていない，よそではガツガツ食べる
- 過度に空腹を訴える，栄養失調が見て取れる
- 病气やけがをしても家族が受診を拒否，受診を勧めても行った気配がない
- 学校や職場に出てこない
- 支援者に会いたがらない，話したがらない

### <経済的虐待のサイン>

- 働いて賃金を得ているのに貧しい身なりでお金を使っている様子がみられない
- 日常生活に必要な金銭を渡されていない
- 年金や賃金がどう管理されているのか本人が知らない
- サービスの利用料や生活費の支払いができない
- 資産の保有状況と生活状況との落差が激しい
- 親が本人の年金を管理し遊興費や本人以外の生活費に使っているように思える

### <セルフネグレクトのサイン>

- 昼間でも雨戸が閉まっている
- 電気，ガス，水道が止められていたり，新聞，テレビの受信料，家賃の支払いが滞っている
- ゴミが部屋の周囲に散乱している，部屋から異臭がする
- 郵便物がたまったまま放置されている
- 野良猫のたまり場になっている
- 近所の人や行政が相談に乗ろうとしても「いいよ，いいよ」「放っておいてほしい」と遠慮し，あきらめの態度がみられる

※ セルフネグレクト（自己による放任）については，障害者虐待防止法に明確な規定がありませんが，このようなサインが認められれば，支援が必要な状態である可能性が高いので，対応をする必要があります。

※ 「障害者虐待防止マニュアル」（NPO法人 PandA-J）を参考に作成

## イ 虐待の相談・通報の受理

障がい者虐待に関する相談や通報・届出を受けた担当者は、「相談・通報・届出受付票」（「様式1」P24）を用いて、虐待の状況や障がい者・養護者等の状況、通報者の情報等を可能な限り聴取します。

ここで、的確な情報を把握することが、次の段階への判断の根拠となることから、直接見聞きしたのか、伝聞なのか、誰が何と言ったか、虐待の場所、日時、どのような虐待を何回したか等、具体的な内容も聞き取ります。

さらに虐待対応の必要性がある場合は「障がい者虐待リスクアセスメント・チェックシート」（「様式2」P26）を用いて詳しく聞き取ります。

通報時に聞き取るべき最低限の項目を図表6に掲載しましたので、これを参考に聞き取りをしてください。

【図表6】 相談・通報・届出時の聞き取りポイント

- 1 虐待の状況
  - ① 虐待の種類や程度
  - ② 虐待の具体的な状況、虐待の経過
  - ③ 緊急性の有無とその判断理由
- 2 障がい者、虐待者と家族の状況
  - ① 障がい者本人の氏名、居所、連絡先
  - ② 障がい者本人の心身の状況、意志表示能力
  - ③ 虐待者の状況、虐待者と障がい者の関係、その他の家族関係
- 3 障がい福祉サービス等の利用状況や関係者の有無
  - ① 障がい福祉サービス等の利用の有無
  - ② 家族に関わりのある関係者の有無
- 4 通報者の情報
  - ① 氏名、連絡先、障がい者・養護者との関係等



### (3) 事実確認, 緊急性の判断

相談・通報や届出を受けた市は、当該事案に以前から関わっている関係機関等から情報収集を行うとともに、訪問調査等により「障がい者虐待（疑いを含む）」の内容か否かについて判断を行います。

事実確認をするにあたり、「障がい者虐待リスクアセスメント・チェックシート」を用いて虐待の有無や緊急性の判断を行います。

緊急性の判断根拠として、「重篤な外傷，衰弱，脱水症状，栄養失調等により，入院や通院が必要である」，「障がい者・養護者が保護を求めている」，「暴力や脅しが日常的に行われている」等が考えられます。

緊急性の高い具体的事例については、図表7のとおりです。

また、そこに挙げられた例のみを緊急性の高い状況ととらえるのではなく、それ以外の場合でも障がい者や養護者の心身の状況や生活状況，虐待の頻度や程度等を総合的に勘案し，判断を行っていく必要があります。

#### 【図表7】 緊急性が高いと判断できる状況 (例)

- |  |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"><li>1 生命が危ぶまれるような状況が確認される，もしくは予測される<ol style="list-style-type: none"><li>① 骨折，頭蓋内出血，重症のやけど等の深刻な身体的外傷</li><li>② 極端な栄養不良，脱水症状</li><li>③ 「うめき声が聞こえる」等の深刻な状況が予測される情報</li><li>④ 器物（刃物，食器等）を使った暴力の実施もしくは脅しがあり，エスカレートすると生命の危険性が予測される</li></ol></li><br/><li>2 障がい者本人が保護を求めている<ol style="list-style-type: none"><li>① 障がい者本人が明確に保護を求めている</li></ol></li></ol> |
|--|

### (4) コアメンバー会議

事実確認を行った後，市担当部署等による「コアメンバー会議」を開催し，相談・通報または事実確認の情報をもとに，「虐待事実の判断」や「緊急性の判断」および関係する機関の確認や調査依頼，役割分担，当面の対応方針等を決定します。

## (5) 立入調査

「障害者虐待防止法」においては、虐待により障がい者の生命または身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められるときは、「市長は、担当部局の職員に虐待を受けている障がい者の住所や居所に立ち入り、必要な調査や質問をさせることができる。」と規定しています。立入調査が必要と認められる状況は、緊急性や重大性があるとともに養護者の協力が得られない場合等であり、担当部局の職員が立入調査を行うときは、立入調査を行う職員であることの「身分証明書」（「様式3」P36）を携帯し、これを提示しなければなりません。

また、「市長は、立入調査の際には障がい者の生命または身体の安全確保に万全を期する観点から、必要に応じて適切に、障がい者の住所または居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めなければならない」とされています。援助依頼時には、「障がい者虐待事案に係る援助依頼書」（「様式4」P37）を提出し援助要請を行います。なお、正当な理由がなく立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、または質問に対して答弁をしない、若しくは虚偽の答弁をする、若しくは障がい者に答弁をさせない、若しくは虚偽の答弁をさせた者は、30万円以下の罰金に処することとされています。

### 【図表8】 立入調査が必要と判断される状況の例

- 1 障がい者の姿が長期にわたって確認できず、また養護者が訪問に応じない等、接近する手がかりを得ることが困難と判断されたとき。
- 2 障がい者が居所内において物理的、強制的に拘束されていると判断されるような事態があるとき。
- 3 何らかの団体や組織、あるいは個人が、障がい者の福祉に反するような状況下で障がい者を生活させたり、管理していると判断される時。
- 4 過去に虐待歴や援助の経過がある等、虐待の蓋然性が高いにもかかわらず、養護者が訪問者に障がい者を会わせない等、非協力的な態度に終始しているとき。
- 5 障がい者の不自然な姿、けが、栄養不良、うめき声、泣き声等が目撃されたり、確認されているにもかかわらず、養護者が他者の関わりに拒否的で接触そのものがないとき。
- 6 入院や医療的な措置が必要な障がい者を養護者が無理やり連れ帰り、屋内に引きこもっているようなとき。
- 7 入所施設等から無理やり引き取られ、養護者による加害や障がい者の安全が懸念されるようなとき。
- 8 養護者の言動や精神状態が不安定で、一緒にいる障がい者の安否が懸念されるような事態にあるとき。
- 9 家族全体が閉鎖的、孤立的な生活状況にあり、障がい者の生活実態の把握が必要と判断されるようなとき。
- 10 その他、虐待の蓋然性が高いと判断されたり、障がい者の権利や福祉上問題があると推定されるにもかかわらず、養護者が拒否的で実態の把握や障がい者の保護が困難であるとき。



## (6) 虐待対応ケース会議

コアメンバー会議で虐待事実や緊急性の判断、関係する機関の確認、調査依頼、役割分担、当面の対応方針が判断された後、市は関係機関を参集し、虐待対応ケース会議を開催します。会議では、個別の虐待事案に対する支援方針、支援内容、各機関の役割、主担当者、連絡体制等について協議を行います。会議の開催については、状況に応じて電話等を利用する等、柔軟な会議の持ち方とします。

### (1) 積極的な介入の必要性が高い場合の対応

障がい者の生命や身体に関わる危険性が高く、放置しておくとは重大な結果を招くおそれが予測される場合や、他の方法では虐待の軽減が期待できない場合等には、障がい者を保護するため、養護者等から分離する手段を検討します。

保護・分離の手段として、障害福祉サービスの利用（短期入所、施設入所等）、医療機関への一時入院等、適切な対応を行います。

契約に拠ることが困難な場合は、身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法に基づくやむを得ない事由等による措置（短期入所、施設入所等）を行います。

「やむを得ない事由による措置」が採られた場合、市長や障害者支援施設等の長は、虐待の防止や障がい者の保護の観点から、養護者と障がい者の面会を制限することができるかとされていますので、虐待対応ケース会議の中でその必要性を検討し、施設長を含めて取り決めを確定しメンバー間で共有します。

### (2) 緊急性が高くないと思われる場合の支援

虐待については、客観的な事実が把握しにくい事例が多いため、関係機関において情報を共有し、それぞれの専門性を活かし、支援方針、支援内容の決定、各関係機関の役割や主担当の決定、連絡体制の確認等を行っていくことが重要です。

## (7) 養護者（家族等）への支援

障がい者虐待事案への対応は、虐待を行っている養護者も何らかの支援が必要な状態にあると考えて対応することが必要です。

障がい者に重度の障害があったり、養護者に障害に関する介護の知識がないために介護疲れによって虐待が起きる場合や、家族間の人間関係の強弱、養護者自身が支援を要する障害の状態にある等、障がい者虐待は様々な要因が絡み合って生じていると考えられます。そのため、これらの要因を分析し、養護者に対して適切な支援を行うことで、障がい者に対する虐待も予防することができると考えられます。

虐待を行っている養護者を含む家族全体を支援する観点が重要です。介護負担が虐待の要因と考えられる場合には、障害福祉サービスや各種地域資源の利用、家族会等への参加を勧め、養護者等の介護負担やストレスの軽減を図るようにします。

特に、養護者の負担感が大きい場合には、短期入所や通所サービス等、養護者が障がい者と距離をとることができ、休息する時間が持てるサービスを積極的に利用するよう勧めます。

## (8) 成年後見制度等の活用

虐待を受けている障がい者の権利を擁護する方法として、成年後見制度の活用も含めた検討を行う必要があります。

障害者虐待防止法でも、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 51 条の 11 の 2 または知的障害者福祉法第 28 条の規定により、適切に市町村長による成年後見制度の利用開始の審判請求（以下「市町村申立」といいます。）を行うことが定められています（第 9 条第 3 項）。

### 【図表 9】

### 函館市成年後見制度利用支援事業

函館市成年後見制度利用支援事業は、成年後見制度の利用が必要であるにもかかわらず、家庭裁判所への申立を行う親族がない等の理由で同制度を利用できない認知症や知的障がい、精神障がいのある方を支援するため、親族等に代わり、市長が家庭裁判所への申立を行うものです。その際に申立費用や成年後見人等への報酬の負担が経済的に困難な方については、これらの費用を公費で支給するというもので、平成 16 年度から開始しています。

平成 24 年度からは、「本人または親族等による申立」についても、申立費用や後見人等への報酬の負担が経済的に困難な認知症高齢者や知的障がい者および精神障がい者については、公費支給の対象としたところです。

#### 1 対象者

函館市に居住する、判断能力が十分ではない認知症高齢者、知的障がい者および精神障がい者としております。

#### 2 事業の内容

##### (1) 市長申立て

配偶者および二親等内の親族がない、またはいても審判請求を行う見込がない場合において行います。ただし、三親等または四親等の親族が審判請求を行うことが明らかである場合は除きます。

##### (2) 費用の助成

助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる認知症高齢者や知的障がい者および精神障がい者に対し、審判申立にかかる費用の助成（収入印紙代、郵便切手代、診断書料、鑑定費用）をおこないます。さらに親族以外の第三者が選任された時に限りませんが、後見人等の報酬額の助成も行います。

#### 3 費用助成の要件

##### (1) 生活保護を受給している方

##### (2) 資産および収入の状況から生活保護受給に準じると認められる方

##### (3) その他審判費用を負担することが困難であると認められる方

## **(9) 定期的なモニタリング**

虐待対応ケース会議の決定に基づき、主担当者の訪問や援助を行う関係機関からの聞き取り等により障がい者や養護者等の状況を把握する等状況に応じてモニタリングを行い障がい者と養護者等の状況を確認・再評価しながら相談に応じ、必要に応じて新たな支援の検討等支援計画を修正します。

## **(10) 虐待対応の終結**

虐待対応の終結とは、虐待行為が解消されたことにより障害者虐待防止法による対応を行わなくなることです。このときの判断基準としては、虐待行為そのものの解消だけでなく、虐待の発生要因が除去されることにより虐待行為が発生しないと判断されることが必要です。

虐待対応が終結した後も支援が必要な状態が継続することがありますが、虐待対応と通常の支援は区分して扱う必要があります。虐待対応が終結したと思われた時点で状況を整理して会議に諮り、組織的に虐待対応の終結を決定します。

その後の生活の支援については、通常業務として相談支援事業所等に引き継ぐとともに、虐待の再発があったとき等に速やかに把握できるよう、必要な関係機関に情報を提供します。

### 3 障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待への対応について

障害者福祉施設従事者等による虐待とは、障害福祉施設または障害福祉サービス事業等に従事する者による虐待です。障害者福祉施設従事者による虐待は、人間関係のストレス、虐待行為に追い込まれる労働環境等も原因の一つとされていますが、職業倫理に照らしても決して許されるものではありません。

虐待は様々な要因が複雑に絡み合って発生することや、障がい者の生命や身体に危険が及ぶことがあるから、早い時期に市が介入して、虐待を防止することが大切です。

#### (1) 施設・事業者における虐待防止の責務

障害者福祉施設の設置者または障害福祉サービス事業等を行う者は、職員の研修の実施、利用者やその家族からの苦情解決のための体制整備、その他の障がい者虐待の防止のための措置を講じなくてはなりません。

#### (2) 通報義務

「障害者虐待防止法」では、障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待を受けたと思われる障がい者を発見した者に対し、速やかに、市に通報しなければならないとの義務を規定しています。

これは、発見者が同じ施設・事業所の職員であっても同様です。

#### (3) 守秘義務との関係

「障害者虐待防止法」では、障害者福祉施設従事者が障害者福祉施設従事者等による虐待の通報を行う場合、刑法の秘密漏示罪その他の守秘義務に関する法律の規定は、虐待の通報を妨げるものと解釈してはならないことを規定しています。

#### (4) 不利益取り扱いの禁止

「障害者虐待防止法」では、障害者福祉施設従事者が障害者福祉施設従事者等による虐待の通報を行う場合、通報等をしたことを理由に、解雇その他不利益な取り扱いを受けないことを規定しています。

#### (5) 市による事実確認

障害者福祉施設従事者等による虐待と思われる相談・通報を受けた市（障がい保健福祉課等）は、指導監査課と連携し、障害福祉施設・障害福祉サービス事業所および虐待を受けたと思われる障がい者に対し、通報内容の事実確認を行います。

また、障がい者の保護を図るため、保護のための措置、支給決定の変更等を行う場合もあります。

#### (6) 社会福祉法および障害者総合支援法の規定による権限の行使

「障害者虐待防止法」では、虐待の防止と虐待を受けた障がい者の保護を図るため、市または道は、社会福祉法および障害者総合支援法に規定された権限を適切に行使し、対応を図ることとなっていることから、虐待が認められた場合には、市または都道府県は、必要に応じて当該事業所に対する指導や助言を行うほか、社会福祉法および障害者総合支援法に基づく勧告・命令、指定の取消し処分などの権限を

適切に行使することにより、障がい者の保護を図ります。

#### **(7) 市から都道府県への報告**

「障害者虐待防止法」では、市が障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待の事実を確認した場合、市はその内容を都道府県へ報告することとなっています。

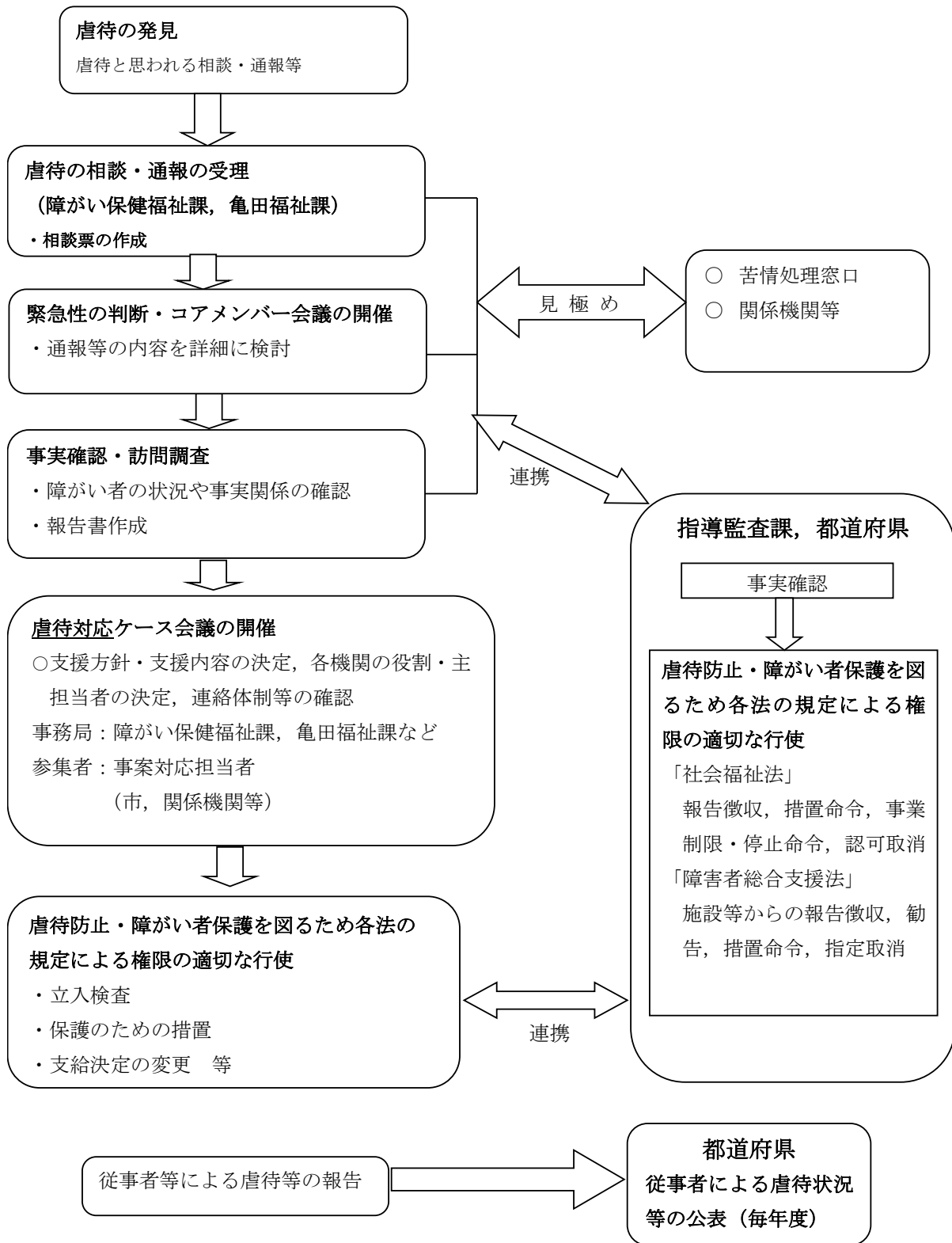
市から都道府県への報告にあたっては、「障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待報告について（報告）」（「様式5」P34）を活用し、随時報告することになりますが、悪質なケース等で道による迅速な対応が求められる場合もありますので、常に連携をとります。

#### **(8) 虐待状況の公表**

「障害者虐待防止法」では、都道府県知事は、毎年度、障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待の状況、虐待があった場合にとった措置、その他厚生労働省令で定める事項を公表（年次報告）するものとされています。

この公表制度は、虐待を行った障害者福祉施設・障害福祉サービス事業所に対して制裁を与えることを目的とするのではなく、虐待防止に向けた取り組みに反映していくことを目的としています。

【図表 10】 障害者福祉施設従事者による虐待対応システム・フロー



## 4 使用者による障がい者虐待への対応について

「障害者虐待防止法」では、「使用者」とは、障がい者を雇用する事業主、事業の経営担当者およびその事業の労働者に関する事項について事業主のために行為をする者と規定されています。この場合の事業主には、派遣労働者による役務の提供を受ける事業主等政令で定める事業主を含み、国および地方公共団体は含まれません。使用者による障がい者虐待とは、使用者が行う「身体的虐待」、「性的虐待」、「心理的虐待」、「放棄・放任」および「経済的虐待」をいいます。

また、使用者が直接的に虐待をした場合だけでなく、他の労働者による「身体的虐待」、「性的虐待」「心理的虐待」等を放置している場合も「放棄・放任」に当たります。なお、使用者による障がい者虐待については、年齢に関わらず（18歳未満や65歳以上でも）障害者虐待防止法が適用されます。

### (1) 労働者への研修の実施

使用者による障がい者虐待を防止するためには、職員が障がい者の人権や障がい者虐待についての理解を深め、障がい者への接し方等を学ぶことが必要であり、「障害者虐待防止法」では、事業主は労働者に対し研修を実施することとされています。企業等において、障害特性に応じた配慮が分からず、それが職場でのトラブルにつながっているケースもあり、障がいのある人への接し方が分からない等の場合には、ハローワークや地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター等に相談することが重要です。

### (2) 苦情処理体制の構築

「障害者虐待防止法」では、障がい者を雇用する事業主に対して、雇用される障がい者やその家族からの苦情を処理する体制を整備すること等により虐待の防止等の措置を講ずることが規定されています。

### (3) 通報等の受付

「障害者虐待防止法」では、使用者による障がい者虐待を受けたと思われる障がい者を発見した者に対し、市または道に通報しなければならないとの義務を規定しています。なお、就労継続支援A型に関する相談・通報等であって、当該事業所と利用者が雇用契約を結んでいる場合は、障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待と使用者による障がい者虐待の両方に該当しますので、虐待への具体的な対応は、それぞれの業務内容や権限に基づき、市、道および道労働局等が緊密な連携を取ることが必要です。

また、事業所の所在地と障がい者の居住地が異なる場合等の通報については、通報を受けた市町村が、通報者への聞き取り等の初期対応を行った上で、厚生労働省令に基づき、事業所の所在地の都道府県に通知を行い、居住地の市町村に連絡をする等の必要があります。

### (4) 守秘義務との関係

「障害者虐待防止法」では、労働者が使用者による虐待の通報を行う場合、刑法の秘密漏示罪その他の守秘義務に関する法律の規定は、虐待の通報を妨げるものと解釈してはならないことを規定しています。

## **(5) 不利益取り扱いの禁止**

「障害者虐待防止法」では、労働者が使用者による虐待の通報を行う場合、通報等をしたことを理由に解雇その他不利益な取り扱いを受けないことを規定しています。

## **(6) 市による事実確認**

使用者による虐待と思われる相談・通報を受けた市や道は、通報等内容の事実確認や障がい者の安全確認を行います。しかし、市・道には事業所に対する指導権限がないため、基本的には事業所の協力の下に行われるものです。なお、事業所の協力を得られず、障がい者の安全確保等の必要がある場合には、速やかに、市は事業所所在地の道を経由して、また道は直接、事業所所在地の道労働局に報告し、道労働局が行う調査に同行する等、協力して対応することを検討します。

## **(7) 市から北海道への通知**

「障害者虐待防止法」では、市が使用者による障がい者虐待の事実を確認した場合、市はその内容を道へ通知することとなっています。市から道への通知にあたっては、「使用者による障がい者虐待に係る通知」（「様式6」P36）を活用し、この場合、「労働相談票（使用者による障がい者虐待）」（「様式7」P37）を作成し添付します。また、悪質なケース等で、道労働局等による迅速な行政指導が求められる場合には、速やかに市から道を経由して道労働局に報告し、協力して対応することが必要です。

## **(8) 北海道から北海道労働局への報告**

道は、市町村からの通知を受けた場合や、直接的に使用者による障がい者虐待に関する通報等を受けた場合には、厚生労働省令で定めるところにより、事業所の所在地を管轄する道労働局総務部企画室に報告します。

## **(9) 北海道労働局による対応**

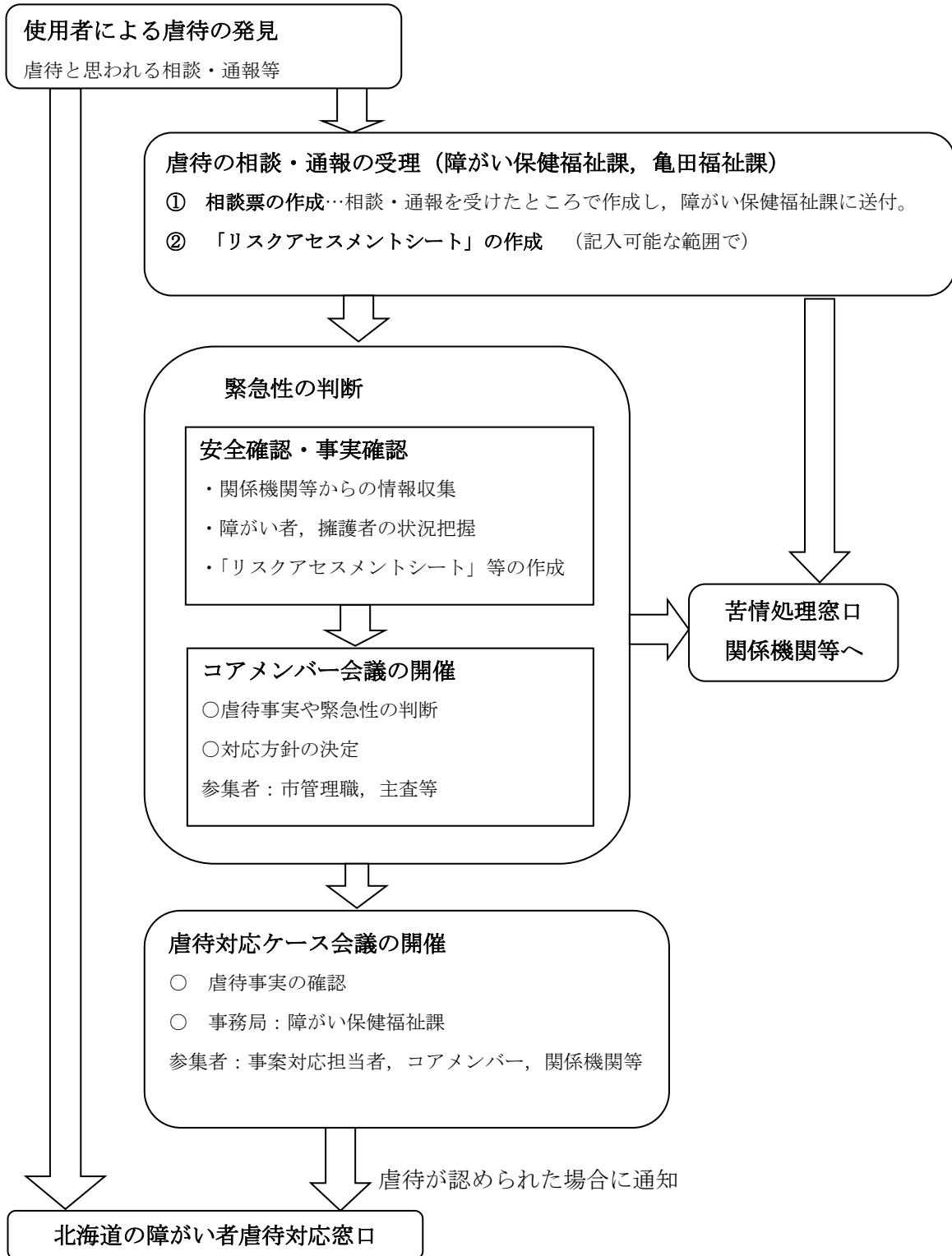
道から報告を受けた道労働局総務部企画室は、報告内容から、公共職業安定所、労働基準監督署、雇用均等室、企画室等の対応部署を決め、事実確認および対応を行います。対応部署は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」、「労働基準法」、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」、「個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律」等の関係法令の規定による権限を適切に行使して適正な労働条件および雇用管理を確保します。住み込みで働いている場合等は、使用者による障がい者虐待であっても、生活支援が必要な場合があると考えられます。対応部署は市町村等の関係機関と連携し、迅速な対応を行う必要があります。なお、対応部署による障がい者虐待対応が終結した場合には、その結果を道労働局から道に情報提供します。情報提供を受けた道は、障がい者の居住地の市に情報提供します。

## **(10) 虐待状況の公表**

「障害者虐待防止法」では、厚生労働大臣は、毎年度、使用者による障がい者虐待の状況、使用者による障がい者虐待があった場合にとった措置その他厚生労働省令で定める事項を公表（年次報告）することとされています。



【図表 1 1】 利用者による虐待対応システム・フロー



## 5 障がい者虐待相談窓口

### (1) 障がい者虐待の通報・相談窓口（函館市保健福祉部）

担当課	所在地	電話番号	開設日時
障がい保健福祉課 (函館市障がい者虐待防止センター)	東雲町4番13号(市役所本庁舎1階)	21-3302	月曜日～金曜日 8:45～17:30
亀田福祉課	美原1丁目26番8号(亀田支所1階)	45-5482	

※ 夜間・休日の連絡先【宿日直室（夜間・休日専用）21-3006】（担当課への連絡を行います。）

### (2) その他の関連する相談窓口

#### ア 函館市の相談窓口

担当課	電話番号	相談内容	
保健福祉部高齢福祉課	21-3025	高齢者の総合相談, 高齢者虐待に関する相談, 認知症相談, 成年後見制度利用支援事業に関する相談等	
市民部くらし安心課	市民特別相談	21-3136	弁護士, 司法書士等による困りごと・心配ごと, ぐらしの法律手続, 法律, 土地・家屋, 登記全般に関する相談
	多重債務相談	21-3160	多重債務相談
消費生活センター	83-7441	消費生活に関する相談	
保健福祉部生活支援総務課	21-3285	生活保護の相談	
ひとり親家庭サポート・ステーション 女性相談室 (子ども未来部子育て支援課)	21-3010	女性が抱える様々な心配・悩みごとの相談等	
ひとり親家庭サポート・ステーション 女性相談室 (保健福祉部亀田福祉課)	45-5481	女性が抱える様々な心配・悩みごとの相談等	
女性センター	23-4188	DV相談等	
福祉サービス苦情処理委員事務局	21-3297	福祉サービスの苦情等	

#### イ 関係機関

相談窓口	電話番号	相談内容
障害者生活支援センターぱすてる	34-2611	障がい者の総合相談, 障がい者虐待に関する相談等
渡島圏域障害者総合相談 支援センターめい	47-3046	障がい者の総合相談, 障がい者虐待に関する相談等
函館地域生活支援センター	54-6757	精神障がい者の総合相談
北海道障がい者権利擁護センター (北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課)	011-231-8617	障がい者虐待に関する相談等
みんなの人権110番 (函館地方法務局)	0570-003-110	日常生活全般の困りごと, 相談ごと等
女性の人権ホットライン (函館地方法務局)	0570-070-810	女性の悩みごと相談等

担当課	電話番号	相談内容
北海道警察函館方面本部 相談センター	短縮ダイヤル#9100	事件, 事故, 防犯に関する相談等
函館家庭裁判所	38-2350	成年後見人の選任, 親族間のもめごと等の手続案内
函館市社会福祉協議会	23-2226	社会福祉総合相談, 生活資金貸付相談, 高齢者介護相談, 高齢者健康相談, 地域福祉事業に関する相談等
日本司法支援センター法テラス函館	050-3383-5560	法的トラブル解決のための情報提供, 無料法律相談
函館弁護士会	41-0232	一般法律相談, 弁護士事務所への有料法律相談の紹介等
成年後見センター・リーガルサポート函館支部 (司法書士会)	27-2345	成年後見制度に関する相談
ウィメンズネット函館	33-2110	家庭内暴力, 職場の問題に関する相談等
函館認知症の人を支える会	27-4060	認知症, 介護一般相談
渡島地区地域福祉生活支援センター	34-2941	地域福祉権利擁護事業(福祉サービス利用援助, 日常的金銭 管理サービス, 書類等の預かりサービス等)の相談
権利擁護センターばあとなあ北海道 (北海道社会福祉士会)	011-213-1313	成年後見制度に関する相談等
北海道高齢者虐待防止・相談支援センター (北海道社会福祉協議会)	011-281-0928	市町村, 地域包括支援センターが抱える対応困難事例に ついての助言・支援

## 6 様式集

- |                                  |        |
|----------------------------------|--------|
| (1) 相談・通報・届出受付票                  | (様式1)  |
| (2) 障がい者虐待リスクアセスメント・チェックシート      | (様式2)  |
| (3) 身分証明書(立入調査)                  | (様式3)  |
| (4) 障がい者虐待事案に係る援助依頼書             | (様式4)  |
| (5) 障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待について(報告) | (様式5)  |
| (6) 使用者による障がい者虐待に係る通知            | (様式6)  |
| (7) 労働相談票(使用者による障がい者虐待)          | (様式7)  |
| (8) 虐待防止チェックリスト 職員用 (入所施設)       | (様式8)  |
| (9) 虐待防止チェックリスト 職員用 (通所施設)       | (様式9)  |
| (10) 虐待防止チェックリスト 施設用             | (様式10) |

(様式1)

相談・通報・届出受付票

相談年月日	年 月 日 時 分 時 分	対応者：	所属機関：
相談者 (通報者)	氏名		受付方法 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 来所 <input type="checkbox"/> その他 ( )
	住所または 所属機関名		電話番号
	本人との 関係	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 家族親族(同居・別居) 続柄： <input type="checkbox"/> 近隣住民・知人 <input type="checkbox"/> 民生・児童委員 <input type="checkbox"/> 相談支援事業所 <input type="checkbox"/> 障害福祉サービス事業所 <input type="checkbox"/> 教育機関 <input type="checkbox"/> 職場 <input type="checkbox"/> 医療機関 <input type="checkbox"/> 警察 <input type="checkbox"/> その他 ( )	

【本人の状況】

氏名		性別		生年 月日	年 月 日	年齢	歳
現住所						住民票登録住所 <input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> 異	
	電話：	その他連絡先：  (続					
居 所	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 病院 ( ) <input type="checkbox"/> 施設 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )						
程度区分	<input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 区分 ( ) <input type="checkbox"/> 申請中 ( 月 日) <input type="checkbox"/> 未申請 <input type="checkbox"/> 申請予定						
利用サービス	障害福祉サービス	<input type="checkbox"/> 有 ( ) <input type="checkbox"/> 無					
	その他サービス	<input type="checkbox"/> 有 ( ) <input type="checkbox"/> 無		相談支援 事業所			
主障害	<input type="checkbox"/> 身体障害 ( ) <input type="checkbox"/> 知的障害 ( ) <input type="checkbox"/> 精神障害 ( ) <input type="checkbox"/> その他						
障害者手帳	<input type="checkbox"/> 有 (種別： 等級： ) <input type="checkbox"/> 無		その他特記事項：				
経済状況						生活保護受給 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	

【本人の意向など】※生活歴，キーパーソン，関係機関などわかる範囲で書き込む

--

【世帯構成】

家族状況（ジェノグラム）
--------------

【養護者の状況】

氏名		年齢		歳
続柄	<input type="checkbox"/> 親（ ） <input type="checkbox"/> きょうだい（ ） <input type="checkbox"/> 子（ ）			
	<input type="checkbox"/> 子の配偶者（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）			
連絡先				
	電話番号		職業	
その他特記事項				

【主訴・相談の概要】

相談内容	
虐待の可能性	<input type="checkbox"/> 身体的虐待 <input type="checkbox"/> 性的虐待 <input type="checkbox"/> 心理的虐待 <input type="checkbox"/> 介護・世話の放棄・放任 <input type="checkbox"/> 経済的虐待 （具体的内容を記載）
情報源	相談者（通報・届出者）は、 <input type="checkbox"/> 実際に目撃した <input type="checkbox"/> 怒鳴り声や泣き声、物音等を聞いて推測した <input type="checkbox"/> 本人から聞いた <input type="checkbox"/> 関係者（ ）から聞いた

【今後の対応】

<input type="checkbox"/> 相談終了： <input type="checkbox"/> 聞き取りのみ <input type="checkbox"/> 情報提供・助言 <input type="checkbox"/> 他機関への取次・斡旋（機関名： ） <input type="checkbox"/> その他（ ）
<input type="checkbox"/> 相談継続： <input type="checkbox"/> 相談支援事業所等による継続相談（内容： ） <input type="checkbox"/> 障がい者虐待 <input type="checkbox"/> その他（ ）
備考

(様式2)

障がい者虐待リスクアセスメント・チェックシート

氏名	担当者・機関	評定年月日	年	月	日	
I. 虐待の程度 (「状況」欄：該当する…○、疑い…△、不明…?)						
I-1 現在の虐待の状況					状況	特記事項
最 重 度	身体的虐待	身体の内臓のいずれかの部位に、入院を必要とする外傷・骨折・火傷がある 健康に有害な食物や薬物を与えられている 本人の自殺企図 一家心中(未遂を含む) 四六時中、ベッドや部屋に拘束・監禁されている 法定の労働安全・衛生の遵守されていない職場で働かされている				
	ネグレクト	脱水・栄養不足による衰弱がある 潰瘍や褥瘡が悪化している 口腔内の出血・腫れ 治療中の服用薬を飲んでいない、飲ませてもらえない 生命にかかわる医療拒否がある(宗教やオカルトを理由する場合を含む) ライフラインがすべて止まっている				
	性的虐待	性行為・わいせつな行為を強要されている 性風俗業で働くことを強要されている 性感染症に罹患している				
	経済的虐待	本人名義の預貯金・資産が家族・他者に不当に流用・処分されている 悪徳商法の業者に多額の金銭を巻き上げられている 最低賃金以下で働かされている				
	身体的虐待	身体の内臓のいずれかの部位に、通院を必要とする外傷・骨折・火傷がある 外出・通信が著しく制限されている				
重 度	ネグレクト	著しい体重の増減がある 偏食・不衛生・不眠によって健康に明らかな問題がある 家族と同居しているが、実質的な世話・介護者はいない 必要な福祉サービスを受けることができない 必要な医療を受けることができない 医療機関の指示と異なる服薬調整が行われている 本人が家出・徘徊をしても放置するか、無関心である				
	心理的虐待	家族の自殺企図 家族や身近な人から本人の意向にそぐわない宗教・オカルトを強要される				
	性的虐待	性的ないやがらせ、はずかしめを受けている 障害を理由に、他者が交際する異性との関係を引き裂く				
	経済的虐待	本人名義の預貯金・資産が本人の了解なく家族・他者に管理されている 遺産相続等で差別的な扱いを受けている 悪徳商法の業者に接近されている				
	身体的虐待	通院を必要とするほどではないが、治療に必要な外傷・火傷がある 繰り返し傷・あざがある 外出・通信が自由にできない、行事への参加を制限されている				
中 度	ネグレクト	健康問題につながる可能性のある偏食や不衛生等、衣食住の不適切さがある 必要な医療を受けることを制限されることがある 必要な福祉サービスの利用を制限されることがある 本人がしばしば欠席・欠勤していても連絡をしてこないか、無関心である				

中度	心理的虐待	無視・暴言・乱暴な扱い・締め出し・懲罰的な扱いによって情緒的問題が出ている		
	性的虐待	必要な医療・福祉サービスの内容を周囲が勝手に決める 養護者から強い拒否感の訴えがある 障害を理由に、他者から異性との交際を禁じられている 他者から窺視や不自然なアプローチを受けている(関係妄想と区別する)		
	経済的虐待	「小遣いがあまりもらえない」と訴える 周囲の人間からお金をたかられている		
軽度	身体的虐待	治療の必要はない程度の外傷がある 養護者から暴力を振るってしまうとの訴えがある		
	ネグレクト	健康問題がただちに生じるほどではないが、衣食住の不適切さがある 本人・周囲ともに必要な医療や福祉サービスの内容を考慮することができない		
	心理的虐待	無視・暴言・乱暴な扱い・締め出し・懲罰的な扱いを受けている 家族の間にけんかや争いごとがしばしば起きる 養護者から拒否感の訴えがある		
I-2 過去の不適切な状況			状況	特記事項
重度	虐待による入院歴、分離保護歴がある(子ども期を含む)			
	DVによる入院歴、分離保護歴がある			
	子ども期からずっと必要な支援を受けていない			
	性的虐待を被った経験がある 性風俗業で働いた経験がある			
中度	虐待による通院歴がある 不安定な性的交友関係の継続的経験がある			
	本人以外の家族に、DVや虐待による入院歴、分離保護歴がある			
軽度	虐待の通告歴がある			
	本人以外の家族に、DVや虐待による通院歴がある			
I-3 本人と虐待者の距離・パワーバランス			状況	特記事項
本人と虐待者は同居	虐待者は一人(身近に虐待を抑止できる人が:いる いない)			
	虐待者は複数(身近に虐待を抑止できる人が:いる いない)			
本人と虐待者は日中のほとんどを共有	虐待者は一人(身近に虐待を抑止できる人が:いる いない)			
	虐待者は複数(身近に虐待を抑止できる人が:いる いない)			
虐待者とはたまに会う関係	虐待者は一人(身近に虐待を抑止できる人が:いる いない)			
	虐待者は複数(身近に虐待を抑止できる人が:いる いない)			

各項目に現れない特記事項						
評 定						
I-1 現在の虐待の状況	最重度	重度	中度	軽度	問題なし	不明
I-2 過去の不適切な状況		重度	中度	軽度	問題なし	不明
I-3 距離・パワーバランス	虐待は抑止できない	工夫次第で抑止可能		虐待は抑止できている		不明
I. 虐待の程度	最重度	重度	中度	軽度	問題なし	不明

Ⅱ. 本人の状況		〔状況〕欄：該当する…○、疑い…△、不明…？				
Ⅱ-1 現在の状況		該当する項目に○、疑いのある項目に△、( )内は具体的補足			状況	特記事項
障害	( )				-	
身体状況	低体重 肥満 栄養不良 衰弱 外傷 火傷 痣 (部位: ) 虫歯 口腔内疾患 ( ) 褥瘡 皮膚疾患 ( ) 性感染症 ( ) その他の疾患 ( )					
生活状況	不潔 異臭 口臭 髪の毛のべたつき ふけ あかぎれ しもやけ 大食い 盗み食い 偏食 睡眠リズムの乱れ 不眠 睡眠不足					
情緒	攻撃的 衝動的 怒り 乱暴 (他者に 動物に ) 怯え (顔色をうかがう 人を恐れる 視線をそらす おどおどする ) 抑うつ (表情が乏しい マスクをかぶったような笑い ) とじこもり ひきこもり べたべた甘える ( 家 職場 施設 その他 )のことを話したがない					
アディクション (嗜癖・依存)	アルコール 麻薬・覚せい剤 その他の薬物 ギャンブル 買い物 異性関係					
反社会的・脱社会的行動	希死念慮 自殺企図 家出の訴え 家出企図 徘徊 万引き 窃盗 不純異性交遊					
社会生活上の問題	通勤・適所の不安定 ( 欠勤・欠席 遅刻 早退 ) 孤立 ( 家 職場 施設等 その他 )					
Ⅱ-2 リスク要因		該当する項目は○、疑いのある項目は△、( )内は具体的補足				
主たる障害以外の病歴	疾病名( ) 歳頃 ) 疾病名( ) 歳頃 ) 疾病名( ) 歳頃 )					
現在の養護者との別居歴	( )					
現在の配偶者との別居歴	( )					

各項目に現れない特記事項					
評 定					
Ⅱ-1 現在の状況	重度	中度	軽度	問題なし	不明
Ⅱ-2 リスク要因	重度	中度	軽度	問題なし	不明
Ⅱ. 本人の状況	重度	中度	軽度	問題なし	不明



Ⅲ. 虐待者の状況		〔状況〕欄：該当する…○、疑い…△、不明…？			
Ⅲ-1 現在の状況 該当する項目に○、疑いのある項目に△、( )内は具体的補足		状況	特記事項		
疾患・障害の有無	認知症 足腰の弱り 精神疾患・精神障害( ) 身体障害 知的障害 発達障害 その他の疾患( )				
情緒・性格	攻撃的・暴力的・威圧的言動 衝動的 感情の高ぶりを抑制できない 強迫的・束縛的言動(○○しなさい、○○でなければならない) 認知の歪み(自分勝手な受けとめ方・思いこみ・自分の考えへの強い執着) 共感性の欠如(相手の気持ちや立場を理解できない) 孤立 非社会的 対人関係の困難が高い				
アディクション(嗜癖・依存)	アルコール 麻薬・覚せい剤 その他の薬物 ギャンブル 買い物 異性関係				
反社会的・脱社会的行動	希死念慮 自殺企図 家出企図 徘徊 万引き 窃盗 福祉サービスの利用・介入に拒否的である				
本人との親密さ・関係性	拒否(嫌悪する 排除する 厄介者扱い 他の者との差別) 諦観(本人のことを腐れ縁、自立できない人間とあきらめている) 無関心(注意を向けない) 支配・執着(思いどおりにコントロールしようとする) 過度の要求(強迫的な課題・役割の押しつけ) 依存(ひたすら本人のために献身していないと不安になる)				
虐待の認識	否定(していない、知らない、本人の不注意・責任だと言い張る) 正当化(行為の事実は認めるが、しつけであると本人の問題を指摘する)				
同居者・同僚・身近な人の態度	同調(虐待行為を容認し加担する) 黙認(虐待行為を知っているが、止めさせようとしない) 観客(虐待行為を容認し、面白そうに見ている) 回避(虐待行為の事実そのものに気づかないふりをする)				
Ⅲ-2 リスク要因 該当する項目は○、疑いのある項目は△、( )内は具体的補足					
被虐待・被DV歴	誰から( )歳頃) 誰から( )歳頃)				
虐待・DV歴	誰に( )歳頃) 誰に( )歳頃)				

各項目に現れない特記事項					
評 定					
Ⅲ-1 現在の状況	重度	中度	軽度	問題なし	不明
Ⅲ-2 リスク要因	重度	中度	軽度	問題なし	不明
Ⅲ. 虐待者の状況	重度	中度	軽度	問題なし	不明

IV. 家族の状況		〔状況〕欄：該当する…○、疑い…△、不明…？			
IV-1 現在の状況 該当する項目に○、疑いのある項目に△、( )内は具体的補足		状況	特記事項		
家族関係	高い感情表出を伴う関係 ・批判的・干渉的コメントが多い ・けんか腰や敵意ある相互の言動が目立つ ・大きな感情のもつれ・感情の巻き込みが多い				
	束縛的なルールの強制 ・外出・通信の制限 ・柔軟性と合理性にかける家庭内役割の強制				
経済的問題	ひとり親家庭 内縁者の同居・出入り				
	失業中( 求職中 就職をあきらめている 求職の意志はない )				
	不安定就労( 不定期就労 日々雇用 休職中 )				
	多額の負債				
	光熱水費・電話代・家賃の滞納				
生活環境	本人の障害年金が家族の生計費に重みをもっている				
	準要保護 生活保護( 申請中 受給中 )				
関係機関の受け入れ	不衛生(異臭、室内にゴミ散乱)				
	家事が実質的に営まれていない(食事、洗濯、入浴、掃除)				
	拒否・抵抗(接触を拒む、電話・訪問に応じない、根深い不信)				
関係改善の媒介者	接触困難(連絡が取れない、応答がない)				
	社会的孤立(近隣や友人、当事者組織との交流がない)				
本人と虐待者との関係改善を媒介できる第三者の存在 (あり: 親族 知人、なし )					
各項目に現れない特記事項					
評 定					
IV. 家族の状況	重度	中度	軽度	問題なし	不明

## 評価シート

氏名		評価協議した機関・チーム	
評価日	年 月 日		

※評価は単独の支援者によるものではなく、虐待対応チームが組織的に協議して実施すること

A. 事実確認の経過記録				
	実施年月日	実施機関	担当者氏名 (必ず複数)	方 法
最初の安全確認	年 月 日			
事実確認 ①	年 月 日			
事実確認 ②	年 月 日			
事実確認 ③	年 月 日			

B. 最終評価						
I. 虐待の状況	最重度	重度	中度	軽度	問題なし	不明
II. 本人の状況		重度	中度	軽度	問題なし	不明
III. 虐待者の状況		重度	中度	軽度	問題なし	不明
IV. 家族の状況		重度	中度	軽度	問題なし	不明
介入の緊急度	非常に高い <small>(取り急ぎ介入)</small>	やや高い <small>(落ち着いた介入)</small>	状況の推移次第 <small>(様子を見て介入)</small>		やや低い <small>(あまり介入の必要はない)</small>	低い <small>(介入は不要)</small>
支援の 必要度	本人	非常に高い <small>(全面的な多くの支援)</small>	やや高い <small>(多くの支援)</small>	ターゲットを絞った支援の必要 <small>(部分的でインテンシブな支援)</small>		通常の支援 <small>(通常支援の範囲内)</small>
	家族 ( )	非常に高い <small>(全面的な多くの支援)</small>	やや高い <small>(多くの支援)</small>	ターゲットを絞った支援の必要 <small>(部分的でインテンシブな支援)</small>		通常の支援 <small>(通常支援の範囲内)</small>

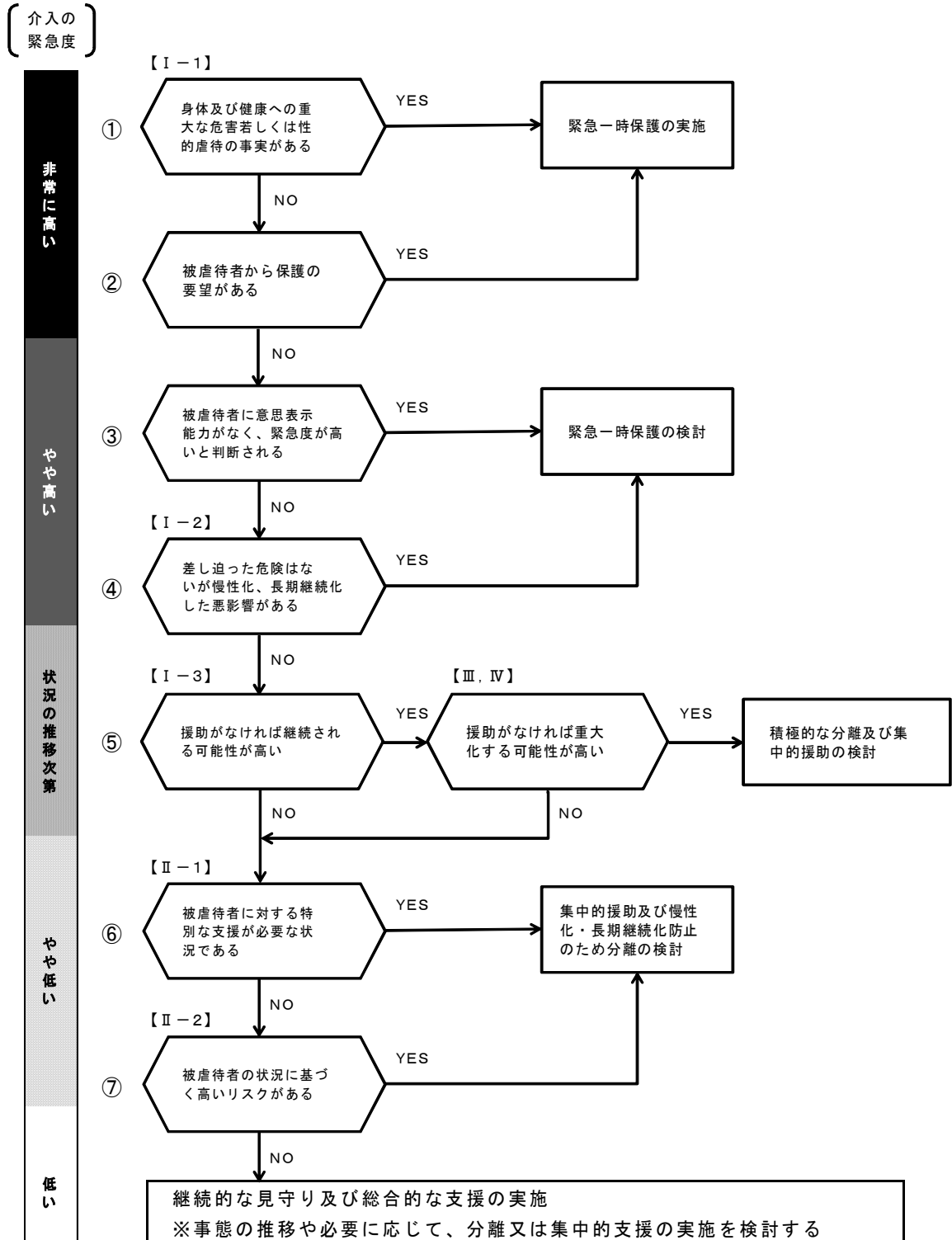
C. 支援の利用状況

D. 虐待対応チーム	
ケースマネジメント機関	
現在の虐待対応チームの構成	
新たに加えるべき機関	

E. 当面する支援の重要課題		
順位	支援課題	対応方法
1		
2		
3		

## ■ 分離・集中的援助における要否判断の手順について

「障がい者虐待リスクアセスメント・チェックシート」における評定を、次のフローチャートに当てはめて、「分離・集中的援助の要否判断の判断」を行ってください。つまり、このフローチャートは、障がい者虐待リスクアセスメント・チェックシートと併せて活用するものとなります。



※ 緊急度が高いにもかかわらず、介入への拒否がきわめて強く、事実確認が困難な場合や養護者から物理的な抵抗を受けるおそれがある場合などは、警察への援助要請を検討すること

各項目に付したローマ数字は障がい者虐待リスクアセスメント・チェックシートにおける評定項目に、「介入の緊急度」は同シートにおける最終評定の同名項目にそれぞれ対応する。

■ 虐待状況からの判断基準（前ページのフローチャートに対応）

①② 介入の緊急度：非常に高い【最重度】

→ 生命、心身の健康、生活に重大な危険が生じている状態  
身体的暴力・極度のネグレクトによって、生命の危険がある、あるいは、そのような状態に陥る可能性が高い。また、性的虐待の事実がある。

<例>

- ・ 入院を必要とする外傷（特に、頭部・腹部・大きな外傷等）
- ・ 骨折・火傷がある
- ・ 脱水症状・栄養不足による衰弱がある
- ・ 性行為・わいせつな行為を強要されている
- ・ 本人名義の預貯金・資産が家族・他者に不当に流用・処分されている
- ・ 本人から保護の要望が出ている 等

<対応>

緊急一時保護、関係機関・かかりつけ医への連絡、入院・入所の手続き等を行う。

③④ 介入の緊急度：やや高い【重度】

→ 心身の健康に、慢性化・長期継続化による重大な悪影響がある状態  
今すぐには生命に危険はないと感じられるが、虐待が慢性化・長期継続化していること等から、現に障がい者の健康や生活に重大な影響が生じている。

<例>

- ・ 通院を必要とする外傷（多数の打撲傷・挫傷、目の周りの傷等）
- ・ 骨折・火傷がある
- ・ 偏食・不衛生・不眠によって健康に明らかな問題がある
- ・ 必要な医療や福祉サービスの利用を受けることができない
- ・ 性的ないやがらせ、はずかしめを受けている

<対応>

緊急一時保護を念頭に置きながら、障害福祉サービスの導入等、重点的かつ多くの支援を実施する。

⑤ 介入の緊急度：状況の推移次第【中度】

→ 心身の健康に悪影響がある状態  
今すぐには生命に危険はないと感じられるが、障がい者の健康や生活に重大な影響が生じる可能性がある。

<例>

- ・ 繰り返し傷・あざができる
- ・ 必要な医療や福祉サービスの利用を制限されることがある
- ・ 周囲の人間からお金をたかられている

<対応>

適切な障害福祉サービス等の導入や見守りを続け、障がい者や虐待者が自ら援助を求める等、他の問題が出てくれば、緊急に介入する。

⑥⑦ 介入の緊急度：やや低い・低い【軽度】

→ 意思が無視・軽視されている状態

健康問題を起こすほどではないが、障がい者のケアにムラがあり、きちんとケアしていない状態。

<例>

- ・ 治療の必要はないの程度の外傷がある
- ・ 健康問題がただちに生じるほどではないが、衣食住に不適切さがある
- ・ 無視・暴言・乱暴な扱い・締め出し・懲罰的な扱いを受けている

<対応>

関係機関でチームを組み、サポート・監視下で経過観察し、環境を含めた調整、具体的な援助を通じて注意深くフォローアップしていく。

■ 緊急性の判断材料

虐待対応には、緊急一時保護をはじめとした緊急的な対応が必要な場合があります。緊急度は、総合的に判断する必要があります。障がい者の生命に危険はあるか、医療の必要性はどうか、過去に不適切な状況はなかったか、虐待を受けている本人にリスク要因はないか、虐待を行っている人の心身の状態はどうか、家族の関係機関の受入れ状況はどうか等に着目した上で、虐待を行っている人との分離の必要性があるか等、緊急性について関係機関で協議を行い、総合的に判断を行います。

「障がい者虐待リスクアセスメント・チェックシート」は以下に記載した項目を含め構成されておりますので、シートを必ず活用し、虐待の緊急性について総合的な判断を行ってください。

項 目	緊急性が高い状況（例）
虐待の状況	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 医療を必要とする外傷（特に、頭部・腹部・大きな外傷等）</li><li>・ 骨折・火傷がある</li><li>・ 脱水症状・栄養不足による衰弱がある</li><li>・ 必要な医療や福祉サービスの利用を受けることができない</li><li>・ 性行為・わいせつな行為を強要されている</li><li>・ 本人名義の預貯金・資産が家族・他者に不当に流用・処分されている 等</li></ul>

過去の不適切な状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 虐待もしくはDVによる入院歴，分離保護歴がある</li> <li>・ 子ども期からずっと必要な支援を受けていない</li> <li>・ 性的虐待を被った経験がある 等</li> </ul>
本人と虐待者の距離・パワーバランス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本人と虐待者は同居し，日中のほとんどの時間を共有している</li> <li>・ 身近に虐待を抑止できる抑止できる人がいない 等</li> </ul>
本人（障がい者）の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 情緒不安定（攻撃的・怯え・抑うつ等）</li> <li>・ アディクション（アルコール・薬物等）に問題を抱えている</li> <li>・ 自殺企図・家出企図等，反社会的・脱社会的行動が見られる</li> <li>・ 通勤・通所が著しく不安定である 等</li> </ul>
虐待者の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 精神疾患・認知症による症状が著しい</li> <li>・ 衝動的であり，感情の高ぶりを抑制できない</li> <li>・ 自分勝手な受けとめ方・思いこみ等，認知に歪みがある</li> <li>・ アディクション（アルコール・薬物等）に問題を抱えている</li> <li>・ 自殺企図・万引き等，反社会的・脱社会的行動が見られる</li> <li>・ 虐待行為を否定もしくは正当化している 等</li> </ul>
家族の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経済的な問題を抱えている</li> <li>・ 家事が実質的に営まれていない</li> <li>・ 関係機関の受け入れを拒否・抵抗している</li> <li>・ 社会的に孤立している 等</li> </ul>

(様式3)

身分証明書 (立入調査)

(表)

証 票	
第 号	年 月 日 交付
所 属 氏 名	

上記の者は、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第11条の規定による、立入調査を行う職員であることを証明する。

函 館 市 長 印

(裏)

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律  
(通報等を受けた場合の措置)

第9条 市町村は、第7条第1項の規定による通報又は障害者からの養護者による障害者虐待を受けた旨の届出を受けたときは、速やかに当該障害者の安全の確認その他当該通報又は届出に係る事実の確認のための措置を講ずるとともに、第35条の規定により当該市町村と連携協力する者（以下「障害者虐待対応協力者」という。）とその対応について協議を行うものとする。

2 市町村は、第7条第1項の規定による通報又は前項に規定する届出があった場合には、当該通報又は届出に係る障害者に対する養護者による障害者虐待の防止及び当該障害者の保護が図られるよう、養護者による障害者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる障害者を一時的に保護するため迅速に当該市町村の設置する障害者支援施設又は障害者自立支援法第五条第六項の厚生労働省令で定める施設（以下「障害者支援施設等」という。）に入所させる等、適切に、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第18条第1項若しくは第2項又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の4若しくは第16条第1項第2号の規定による措置を講じるものとする。この場合において、当該障害者が身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者（以下「身体障害者」という。）及び知的障害者福祉法にいう知的障害者（以下「知的障害者」という。）以外の障害者であるときは、当該障害者を身体障害者又は知的障害者とみなして、身体障害者福祉法第18条第1項又は若しくは第2項又は知的障害者福祉法第15条の4若しくは第16条第1項第2号の規定を適用する。

3 市町村長は、第7条第1項の規定による通報又は第1項に規定する届出があった場合には、当該通報又は届出に係る障害者に対する養護者による障害者虐待の防止並びに当該障害者の保護及び自立の支援が図られるよう、適切に、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2又は知的障害者福祉法第28条の規定により審判の請求をするものとする。

(立入調査)

第11条 市町村長は、養護者による障害者虐待により障害者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、障害者の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該障害者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。

2 前項の規定による立ち入り及び調査又は質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立ち入り及び調査又は質問を行う権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(日本工業規格A列7番)



(様式4)

		函 福 障 年 月 日	
○ ○ 警察署長 殿		函館市長 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span>	
障がい者虐待事案に係る援助依頼書			
障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第12条第1項及び同条第2項の規定により、次のとおり援助を依頼します。			
依頼事項	日時	年 月 日 時 分～ 時 分	
	場所		
	援助方法	<input type="checkbox"/> 調査の立会い <input type="checkbox"/> 周辺での待機 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
障害者	障害の内容		
	(ふりがな) 氏 名	<input type="checkbox"/> 男 ・ <input type="checkbox"/> 女	
	生年月日	年 月 日生 ( 歳)	
	住 所	<input type="checkbox"/> 上記援助依頼場所に同じ <input type="checkbox"/> その他 ( )	
	電 話	( ) - 番	
	職 業 等		
援助者等	(ふりがな) 氏 名	<input type="checkbox"/> 男 ・ <input type="checkbox"/> 女	
	生年月日	年 月 日生 ( 歳)	
	住 所	<input type="checkbox"/> 上記援助依頼場所に同じ <input type="checkbox"/> その他 ( )	
	電 話	( ) - 番	
	職 業 等		
虐待の状況	行為類型	<input type="checkbox"/> 身体的虐待 <input type="checkbox"/> 性的虐待 <input type="checkbox"/> 心理的虐待 <input type="checkbox"/> 放棄・放置 <input type="checkbox"/> 経済的虐待	
	虐待の内容		
障害者の生命又は身体に重大な危険が生じていると認める理由			
警察の援助を必要とする理由			
担当者・連絡先	所属・役職		氏名
	電話 ( ) - 番 内線 携帯電話 - - 番		

(様式5)

**障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待について（報告）**

本件は、当市町村において事実確認を行った事案

障害者福祉施設従業者等による障がい者虐待の事実が認められた事案である。  
 特に、下記の理由により、悪質なケースと判断したため、都道府県の迅速な対応を行う必要がある事案である。

更に都道府県と共同して事実の確認を行う必要がある事案である。

( )

(注) 不明の項目については記載しなくてもよい。

1 障害者福祉施設等の名称、所在地及びサービス種別

・名 称	:	_____
・サービス種別	:	_____
		(事業所番号: _____)
・所在地	:	_____
		TEL _____ FAX _____

2 障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待を受けた又は受けたと思われる障がい者の性別、年齢及び障害種別その他の心身の状況

氏 名		性別 ( )	年齢 ( )
障害の種類 (程度区分)	身体障害 知的障害 精神障害 その他 ( )		
	障害程度区分 非該当 1 2 3 4 5 6 不明等		
心身の状況			

3 虐待の種別、内容及び発生要因

虐待の種別	身体的虐待 性的虐待 経済的虐待 放棄・放任 その他 ( )	心理的虐待
虐待の内容		
発生要因		

4 虐待を行った障害者福祉施設従事者等の氏名、生年月日及び職種

氏名 (※)	生年月日 (※)
(資格を有する者についてはその資格及び職名を、その他の者については職名及び職務内容を記載すること)	

5 市町村が行った対応

施設等に対する指導  
 施設等からの改善計画の提出依頼  
 虐待を行った障害者福祉施設従事者への注意・指導  
 その他 (具体的に記載すること)

( )

6 虐待を行った障害者福祉施設等において改善措置が行われている場合にはその内容

施設等からの改善計画の提出  
 その他 (具体的に記載すること)

( )

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第17条の規定に基づき、上記のとおり報告する。

年 月 日

北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課

函館市長名



(様式6)

函 福 障  
年 月 日

北海道知事 あて

函館市長 印

使用者による障がい者虐待に係る通知

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第23条の規定に基づき、下記のとおり通知する。

記

1 通知資料

- ① 労働相談票（使用者による障がい者虐待）
- ② 添付資料（具体的に記載）

2 連絡先

担当部署	保健福祉部障がい保健福祉課	担当者名	
電話番号	0138-21-3302		

(様式7)

### 労働相談票（使用者による障がい者虐待）

（受付台帳番号）

		(受付台帳番号)				処理欄		
受付等	受付年月日	年 月 日		来庁等		1.来庁 2.電話 3.文書等 4.発見等		
	障がい者虐待に関する 通報・発見等の端緒	【市町村記入欄】 ( )		【都道府県記入欄】 ( )		【労働局等記入欄】 ①監督署等 ②安定所等 ③均等室 ④企画室 ⑤その他		
		1 通報	2 届出	3 通報	4 届出	5 相談	6 発見	来庁等 発見等 端緒
通報（届出）者の事項	通報（届出）者氏名					性 別		
						1.男 2.女 3.不明		
	事業所への 通知の諾否		通報・届出の有無		通報者氏名の通知		被虐待者氏名の通知	
	諾・否		諾・否		諾・否		諾・否	
	被虐待者との関係					関係		
	1.相談支援専門員・障害者福祉施設従事者等 2.近隣住人・知人 3.民生委員 4.被虐待者本人 5.家族・親族 6.虐待者自身 7.当該市区町村行政職員 8.警察 9.職場の同僚 10.都道府県労働局からの通報 11.教職員 12.医療機関関係者 13.その他( ) 14.不明(匿名を含む)							
住 所								
電 話 番 号 TEL - - 携帯TEL - -								
被虐待者に関する事項	被虐待者氏名					性 別		性別
						1.男 2.女 3.不明		
	年 齢 区 分					生 年 月 日		年 齢
	1.～17歳 2.18～19歳 3.20～24歳 4.25～29歳 5.30～34歳 6.35～39歳 7.40～44歳 8.45～49歳 9.50～54歳 10.55～59歳 11.60～64歳 12.65歳以上 13.不明							
	障 害 の 種 類					障 害 程 度 区 分		種 類
	1.身体障害 2.知的障害 3.精神障害(発達障害を除く) 4.発達障害 5.その他心身の機能の障害					1.区分1 2.区分2 3.区分3 4.区分4 5.区分5 6.区分6 7.なし 8.不明		形 態
	雇 用 形 態					心 身 の 状 況		程 度 区 分
1.正社員 2.パート・アルバイト 3.派遣労働者 4.期間契約社員 5.その他( ) 6.不明								
住 所								
電 話 番 号 TEL - - 携帯TEL - -								
事業所に関する事項	事 業 所 名							
	( 事業所が【就労継続支援A型】の指定を受けているかどうか 有・無 )							
	代 表 者 職 氏 名							
	担 当 者 職 氏 名							
	所 在 地							
	電 話 番 号 TEL - - FAX - -							
規 模							規 模	
1.5人未満 2.5～29人 3.30～99人 4.100～499人 5.500～999 6.1000人以上 7.不明								
業 種							業 種	
1.農業、林業 2.漁業 3.鉱業、採石業、砂利採取業 4.建設業 5.製造業 6.電気・ガス・熱供給 ・水道業7.情報通信業 8.運輸業、郵便業 9.卸売業、小売業 10.金融業、保険業 11.不動産業、物品賃貸業 12.学術研究、専門・技術サービス業 13.宿泊業、飲食サービス業 14.生活関連サービス業、娯楽業 15.教育、学習支援業 16.医療、福祉 17.複合サービス事業 18.サービス業(他に分類されないもの) 19.公務 20.分類不能の産業 21.不明								

使用者に関する事項	使用者名		性別	生年月日	年齢	性別	
			1.男 2.女 3.不明				
	年齢区分	1. ~29歳 2. 30~39歳 3. 40~49歳 4. 50~59歳 5. 60歳以上 6. 不明					年齢
	被虐待者との関係	1.事業主 2.所属の上司 3.所属以外の上司 4.その他( ) 5.不明					関係
虐待の種別	10.身体的虐待 20.性的虐待 30.心理的虐待 40.放置等 50.経済的虐待 41.放置等(身体的虐待) 42.放置等(性的虐待) 43.放置等(心理的虐待)					種別	
虐待の内容・対応等	虐待の内容及び発生要因						
	市町村又は都道府県が行った対応						
	使用者による虐待が行われた事業所において改善措置が採られている場合にはその内容						

※ 特記色を付けた部分は、省令により都道府県から労働局に報告する内容であるため、確認のうえ、記載すること

(様式8)

### 虐待防止チェックリスト 職員用(入所施設)

	よくある	時々ある	たまにある	ない
<b>1. 入所者への体罰など</b>				
①入所者に対して殴る、蹴る、その他けがをさせるような行為を行ったことがある。				
②入所者に対して、身体的拘束や長時間正座・直立等の肉体的苦痛を与えたことがある。				
③入所者に対して、食事を抜くなどの人間の基本的欲求に関わる罰を与えたことがある。				
④入所者に対して、強制的に髪を切るなどの精神的苦痛を与えたことがある。				
⑤入所者に対する他の職員の体罰を容認したことがある。				
<b>2. 入所者への差別</b>	よくある	時々ある	たまにある	ない
①入所者を子ども扱いするなど、その人の年齢にふさわしくない接し方をしたことがある。				
②入所者の障がいの程度、状態、能力、性、年齢等で差別したことがある。				
③障がいにより克服困難なことを、入所者本人の責めに帰すような発言をしたことがある。				
④入所者の言葉や歩き方等の真似をしたことがある。				
⑤入所者の行為を嘲笑したり、興味本位で接したことがある。				
<b>3. 入所者に対するプライバシーの侵害</b>	よくある	時々ある	たまにある	ない
①職務上知り得た入所者個人の情報を他に漏らしたことがある。				
②入所者の同意を事前を得ることなく、郵便物等の開封、所持品を確認したことがある。				
③入所者の了解なしに居室、寝室に入ったことがある。				
④・a(男性職員が)女性入所者の入浴、衣服の着脱、排泄、生理等の介助をしたことがある。				
・b(女性職員が)男性入所者の入浴、衣服の着脱、排泄等の介助をしたことがある。				
⑤入所者本人や家族の了解を得ずに、本人の写真や制作した作品を展示したことがある。				
<b>4. 入所者の人格無視</b>	よくある	時々ある	たまにある	ない
①入所者を呼び捨てやあだ名、子どものような呼称で呼んだことがある。				
②入所者に対して、威圧的な態度や命令口調で話したことがある。				
③入所者の訴えに対して、無視や拒否をするような行為をしたことがある。				
④入所者を長時間待たせたり、放置したりしたことがある。				
⑤担当専門医の指示によらず職員自らの判断で薬物を使用したことがある。				
<b>5. 入所者への強要制限</b>	よくある	時々ある	たまにある	ない
①入所者に対して、わいせつな発言や行為をしたことがある。				
②入所者の作業諸活動に対して、いたずらにノルマを課したことがある。				
③入所者に嫌悪感を抱かせるような作業・訓練などを強要したことがある。				
④日用品等の購入を制限したことがある。				
⑤家族・友人等への電話や手紙など連絡を制限したことがある。				
⑥自由な帰省、面会、外出を一方向的に制限したことがある。				

(様式 9)

### 虐待防止チェックリスト 職員用(通所施設)

	よくある	時々ある	たまにある	ない
<b>1. 通所者への体罰など</b>				
①通所者に対して殴る、蹴る、その他けがをさせるような行為を行ったことがある。				
②通所者に対して、身体的拘束や長時間正座、直立等の肉体的苦痛を与えたことがある。				
③通所者に対して、食事・おやつを抜くなどの人間の基本的欲求に関わる罰を与えたことがある。				
④通所者に対する他の職員の体罰を容認したことがある。				
<b>2. 通所者への差別</b>	よくある	時々ある	たまにある	ない
①通所者を子ども扱いするなど、その人の年齢にふさわしくない接し方をしたことがある。				
②通所者の障がいの程度、状態、能力、性、年齢等で差別したことがある。				
③障がいにより克服困難なことを、通所者本人の責めに帰すような発言をしたことがある。				
④通所者の言葉や歩き方等の真似をしたことがある。				
⑤通所者の行為を嘲笑したり、興味本位で接したことがある。				
<b>3. 通所者に対するプライバシーの侵害</b>	よくある	時々ある	たまにある	ない
①職務上知り得た通所者個人の情報を他に漏らしたことがある。				
②通所者の同意を事前に得ることなく、所持品等を確認したことがある。				
③・a(男性職員が) 女性通所者の衣服の着脱、排泄、生理等の介助をしたことがある。				
・b(女性職員が) 男性通所者の衣服の着脱、排泄等の介助をしたことがある。				
④通所者本人や家族の了解を得ずに、本人の写真や制作した作品を展示したことがある。				
<b>4. 通所者の人格無視</b>	よくある	時々ある	たまにある	ない
①通所者を呼び捨てやあだ名、子どものような呼称で呼んだことがある。				
②通所者に対して、威圧的な態度や命令口調で話したことがある。				
③通所者の訴えに対して、無視や拒否をするような行為をしたことがある。				
④通所者を長時間待たせたり、放置したりしたことがある。				
⑤担当専門医の指示によらず職員自らの判断で薬物を使用したことがある。				
<b>5. 通所者への強要制限</b>	よくある	時々ある	たまにある	ない
①通所者に対して、わいせつな発言や行為をしたことがある。				
②通所者の作業諸活動に対して、いたずらにノルマを課したことがある。				
③通所者に嫌悪感を抱かせるような作業訓練などを強要したことがある。				
④家族友人等への電話や手紙など連絡を制限したことがある。				



(様式 10)

### 虐待防止チェックリスト 職員用(通所施設)

<b>1. 通所者への体罰など</b>	<b>よくある</b>	<b>時々ある</b>	<b>たまにある</b>	<b>ない</b>
①通所者に対して殴る、蹴る、その他けがをさせるような行為を行ったことがある。				
②通所者に対して、身体的拘束や長時間正座、直立等の肉体的苦痛を与えたことがある。				
③通所者に対して、食事・おやつを抜くなどの人間の基本的欲求に関わる罰を与えたことがある。				
④通所者に対する他の職員の体罰を容認したことがある。				
<b>2. 通所者への差別</b>	<b>よくある</b>	<b>時々ある</b>	<b>たまにある</b>	<b>ない</b>
①通所者を子ども扱いするなど、その人の年齢にふさわしくない接し方をしたことがある。				
②通所者の障がいの程度、状態、能力、性、年齢等で差別したことがある。				
③障がいにより克服困難なことを、通所者本人の責めに帰すような発言をしたことがある。				
④通所者の言葉や歩き方等の真似をしたことがある。				
⑤通所者の行為を嘲笑したり、興味本位で接したことがある。				
<b>3. 通所者に対するプライバシーの侵害</b>	<b>よくある</b>	<b>時々ある</b>	<b>たまにある</b>	<b>ない</b>
①職務上知り得た通所者個人の情報を他に漏らしたことがある。				
②通所者の同意を事前に得ることなく、所持品等を確認したことがある。				
③・a(男性職員が) 女性通所者の衣服の着脱、排泄、生理等の介助をしたことがある。				
・b(女性職員が) 男性通所者の衣服の着脱、排泄等の介助をしたことがある。				
④通所者本人や家族の了解を得ずに、本人の写真や制作した作品を展示したことがある。				
<b>4. 通所者の人格無視</b>	<b>よくある</b>	<b>時々ある</b>	<b>たまにある</b>	<b>ない</b>
①通所者を呼び捨てやあだ名、子どものような呼称で呼んだことがある。				
②通所者に対して、威圧的な態度や命令口調で話したことがある。				
③通所者の訴えに対して、無視や拒否をするような行為をしたことがある。				
④通所者を長時間待たせたり、放置したりしたことがある。				
⑤担当専門医の指示によらず職員自らの判断で薬物を使用したことがある。				
<b>5. 通所者への強要制限</b>	<b>よくある</b>	<b>時々ある</b>	<b>たまにある</b>	<b>ない</b>
①通所者に対して、わいせつな発言や行為をしたことがある。				
②通所者の作業諸活動に対して、いたずらにノルマを課したことがある。				
③通所者に嫌悪感を抱かせるような作業訓練などを強要したことがある。				
④家族友人等への電話や手紙など連絡を制限したことがある。				

## 函館市高齢者・障がい者虐待防止等対策協議会設置要綱

### (目的)

第1条 高齢者虐待の防止，高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）第16条および障害者虐待の防止，障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）第35条に規定する関係機関，民間団体等との連携協力体制を整備することを目的とし，函館市高齢者・障がい者虐待防止等対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 協議会は，次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 高齢者・障がい者虐待防止等に関する関係機関および関係団体の連携協力に関すること
- (2) 高齢者・障がい者虐待対応における虐待を受けた者の保護および養護者の支援に関すること
- (3) その他，協議会の設置目的を達成するために必要な事項

### (組織)

第3条 協議会は，別表に掲げる関係機関および関係団体において，高齢者・障がい者虐待防止に関連する職務に従事する者によって構成する。

- 2 協議会の議長は，函館市保健福祉部高齢福祉課長または障がい保健福祉課長をもって充てる。
- 3 議長が会議を招集する。

### (秘密の保持)

第4条 協議会に出席した者は，会議等で知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

### (庶務)

第5条 協議会の庶務は，函館市保健福祉部高齢福祉課および障がい保健福祉課が協議し処理する。

### (補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか，協議会の運営に関し必要な事項は別に定める。

### 附 則

- 1 この要綱は，令和3年4月1日から施行する。
- 2 函館市要援護高齢者・障がい者対策協議会設置要綱は廃止する。

別表(第3条関係)

区分		機関・団体名
国または 地方公共団体	国	函館地方法務局人権擁護課
		函館公共職業安定所
	北海道	函館方面函館中央警察署
		函館方面函館西警察署
	函館市	保健福祉部
法人		社会福祉法人函館市社会福祉協議会
		公益社団法人北海道社会福祉士会権利擁護センターぱあとなあ北海道
		一般社団法人函館市身体障害者福祉団体連合会
		公益社団法人函館市医師会
学識経験者		北海道教育大学函館校
司法関係		函館弁護士会
入所施設関係		道南地区老人福祉施設協議会
サービス事業所関係		函館市地域包括支援センター連絡協議会
		函館市居宅介護支援事業所連絡協議会
		函館市ホームヘルパー連絡協議会
		函館市デイサービス・訪問入浴連絡協議会
		南北海道グループホーム協会
		函館地域生活支援センター
		南北海道知的障がい福祉協会
医療福祉関係		北海道精神保健福祉士協会道南ブロック
人権擁護関係		函館人権擁護委員協議会
家族会		函館認知症の人を支える会
		NPO法人函館手をつなぐ親の会
		函館精神障害者家族会 愛泉会
地域団体関係		函館市町会連合会
		函館市民生児童委員連合会
自立支援協議会		函館地域障害者自立支援協議会
計		27団体

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律  
(平成二十三年六月二十四日法律第七十九号)

最終改正：平成二四年四月六日法律第二七号

第一章	総則（第一条—第六条）
第二章	養護者による障害者虐待の防止、養護者に対する支援等（第七条—第十四条）
第三章	障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等（第十五条—第二十条）
第四章	使用者による障害者虐待の防止等（第二十一条—第二十八条）
第五章	就学する障害者等に対する虐待の防止等（第二十九条—第三十一条）
第六章	市町村障害者虐待防止センター及び都道府県障害者権利擁護センター（第三十二条—第三十九条）
第七章	雑則（第四十条—第四十四条）
第八章	罰則（第四十五条・第四十六条）
	附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、障害者虐待の予防及び早期発見その他の障害者虐待の防止等に関する国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による障害者虐待の防止に資する支援（以下「養護者に対する支援」という。）のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「障害者」とは、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者をいう。

2 この法律において「障害者虐待」とは、養護者による障害者虐待、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待及び使用者による障害者虐待をいう。

3 この法律において「養護者」とは、障害者を現に養護する者であつて障害者福祉施設従事者等及び使用者以外のものをいう。

4 この法律において「障害者福祉施設従事者等」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十一項に規定する障害者支援施設（以下「障害者支援施設」という。）若しくは独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法律第百六十七号）第十一条第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設（以下「のぞみの園」という。）（以下「障害者福祉施設」という。）又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業、同条第十八項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業、同条第二十六項に規定する移動支援事業、同条第二十七項に規定する地域活動支援センターを営む事業若しくは同条第二十八項に規定する福祉ホームを営む事業その他厚生労働省令で定める事業（以下「障害福祉サービス事業等」という。）に係る業務に従事する者をいう。

5 この法律において「使用者」とは、障害者を雇用する事業主（当該障害者が派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第二号に規定する派遣労働者をいう。以下同じ。）である場合において当該派遣労働者に係る労働者派遣（同条第一号に規定する労働者派遣をいう。）の役務の提供を受ける事業主その他これに類するものとして政令で定める事業主を含み、国及び地方公共団体を除く。以下同じ。）又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について事業主のために行為をする者をいう。

6 この法律において「養護者による障害者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

- 一 養護者がその養護する障害者について行う次に掲げる行為
  - イ 障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。
  - ロ 障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。

- ハ 障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
  - ニ 障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人によるイからハまでに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。
  - 二 養護者又は障害者の親族が当該障害者の財産を不当に処分することその他当該障害者から不当に財産上の利益を得ること。
- 7 この法律において「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待」とは、障害者福祉施設従事者等が、当該障害者福祉施設に入所し、その他当該障害者福祉施設を利用する障害者又は当該障害福祉サービス事業等に係るサービスの提供を受ける障害者について行う次のいずれかに該当する行為をいう。
- 一 障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。
  - 二 障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。
  - 三 障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
  - 四 障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、当該障害者福祉施設に入所し、その他当該障害者福祉施設を利用する他の障害者又は当該障害福祉サービス事業等に係るサービスの提供を受ける他の障害者による前三号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の障害者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
  - 五 障害者の財産を不当に処分することその他障害者から不当に財産上の利益を得ること。
- 8 この法律において「使用者による障害者虐待」とは、使用者が当該事業所に使用される障害者について行う次のいずれかに該当する行為をいう。
- 一 障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。
  - 二 障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。
  - 三 障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
  - 四 障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、当該事業所に使用される他の労働者による前三号に掲げる行為と同様の行為の放置その他これらに準ずる行為を行うこと。
  - 五 障害者の財産を不当に処分することその他障害者から不当に財産上の利益を得ること。

(障害者に対する虐待の禁止)

第三条 何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない。

(国及び地方公共団体の責務等)

第四条 国及び地方公共団体は、障害者虐待の予防及び早期発見その他の障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の迅速かつ適切な保護及び自立の支援並びに適切な養護者に対する支援を行うため、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援が専門的知識に基づき適切に行われるよう、これらの職務に携わる専門的知識及び技術を有する人材その他必要な人材の確保及び資質の向上を図るため、関係機関の職員の研修等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援に資するため、障害者虐待に係る通報義務、人権侵犯事件に係る救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

(国民の責務)

第五条 国民は、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等の重要性に関する理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる障害者虐待の防止、養護者に対する支援等のための施策に協力するよう努めなければならない。

(障害者虐待の早期発見等)

第六条 国及び地方公共団体の障害者の福祉に関する事務を所掌する部局その他の関係機関は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることに鑑み、相互に緊密な連携を図りつつ、障害者虐待の早期発見に努めなければならない。

- 2 障害者福祉施設、学校、医療機関、保健所その他障害者の福祉に業務上関係のある団体並びに障害者福祉施設従事者等、学校の教職員、医師、歯科医師、保健師、弁護士その他障害者の福祉に職務上関係のある者及び使用者は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、障害者虐待の早期発見に努めなければならない。
- 3 前項に規定する者は、国及び地方公共団体が講ずる障害者虐待の防止のための啓発活動並びに障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援のための施策に協力するよう努めなければならない。

## 第二章 養護者による障害者虐待の防止、養護者に対する支援等

(養護者による障害者虐待に係る通報等)

第七条 養護者による障害者虐待（十八歳未満の障害者について行われるものを除く。以下この章において同じ。）を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

- 2 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前項の規定による通報をすることを妨げるものと解釈してはならない。

第八条 市町村が前条第一項の規定による通報又は次条第一項に規定する届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(通報等を受けた場合の措置)

第九条 市町村は、第七条第一項の規定による通報又は障害者からの養護者による障害者虐待を受けた旨の届出を受けたときは、速やかに、当該障害者の安全の確認その他当該通報又は届出に係る事実の確認のための措置を講ずるとともに、第三十五条の規定により当該市町村と連携協力する者（以下「市町村障害者虐待対応協力者」という。）とその対応について協議を行うものとする。

- 2 市町村は、第七条第一項の規定による通報又は前項に規定する届出があった場合には、当該通報又は届出に係る障害者に対する養護者による障害者虐待の防止及び当該障害者の保護が図られるよう、養護者による障害者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる障害者を一時的に保護するため迅速に当該市町村の設置する障害者支援施設又は障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第六項の厚生労働省令で定める施設（以下「障害者支援施設等」という。）に入所させる等、適切に、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十八条第一項若しくは第二項又は知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の四若しくは第十六条第一項第二号の規定による措置を講ずるものとする。この場合において、当該障害者が身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者（以下「身体障害者」という。）及び知的障害者福祉法にいう知的障害者（以下「知的障害者」という。）以外の障害者であるときは、当該障害者を身体障害者又は知的障害者とみなして、身体障害者福祉法第十八条第一項若しくは第二項又は知的障害者福祉法第十五条の四若しくは第十六条第一項第二号の規定を適用する。
- 3 市町村長は、第七条第一項の規定による通報又は第一項に規定する届出があった場合には、当該通報又は届出に係る障害者に対する養護者による障害者虐待の防止並びに当該障害者の保護及び自立の支援が図られるよう、適切に、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第五十一条の十一の二又は知的障害者福祉法第二十八条の規定により審判の請求をするものとする。

(居室の確保)

第十条 市町村は、養護者による障害者虐待を受けた障害者について前条第二項の措置を採るために必要な居室を確保するための措置を講ずるものとする。

(立入調査)

第十一条 市町村長は、養護者による障害者虐待により障害者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、障害者の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該障害者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。

2 前項の規定による立ち入り及び調査又は質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立ち入り及び調査又は質問を行う権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(警察署長に対する援助要請等)

第十二条 市町村長は、前条第一項の規定による立ち入り及び調査又は質問をさせようとする場合において、これらの職務の執行に際し必要があると認めるときは、当該障害者の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めることができる。

2 市町村長は、障害者の生命又は身体の安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じ適切に、前項の規定により警察署長に対し援助を求めなければならない。

3 警察署長は、第一項の規定による援助の求めを受けた場合において、障害者の生命又は身体の安全を確保するため必要と認めるときは、速やかに、所属の警察官に、同項の職務の執行を援助するために必要な警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところによる措置を講じさせるよう努めなければならない。

(面会の制限)

第十三条 養護者による障害者虐待を受けた障害者について第九条第二項の措置が採られた場合においては、市町村長又は当該措置に係る障害者支援施設等若しくはのぞみの園の長若しくは当該措置に係る身体障害者福祉法第十八条第二項に規定する指定医療機関の管理者は、養護者による障害者虐待の防止及び当該障害者の保護の観点から、当該養護者による障害者虐待を行った養護者について当該障害者との面会を制限することができる。

(養護者の支援)

第十四条 市町村は、第三十二条第二項第二号に規定するもののほか、養護者の負担の軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を講ずるものとする。

2 市町村は、前項の措置として、養護者の心身の状態に照らしその養護の負担の軽減を図るため緊急の必要があると認める場合に障害者が短期間養護を受けるために必要となる居室を確保するための措置を講ずるものとする。

### 第三章 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等

(障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等のための措置)

第十五条 障害者福祉施設の設置者又は障害福祉サービス事業等を行う者は、障害者福祉施設従事者等の研修の実施、当該障害者福祉施設に入所し、その他当該障害者福祉施設を利用し、又は当該障害福祉サービス事業等に係るサービスの提供を受ける障害者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

(障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に係る通報等)

第十六条 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けた障害者は、その旨を市町村に届け出ることができる。

3 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通報（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。）をすることを妨げるものと解釈してはならない。

4 障害者福祉施設従事者等は、第一項の規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

第十七条 市町村は、前条第一項の規定による通報又は同条第二項の規定による届出を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該通報又は届出に係る障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に関する事項を、当該障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に係る障害者福祉施設又は当該障害者福祉施設従事

者等による障害者虐待に係る障害福祉サービス事業等の事業所の所在地の都道府県に報告しなければならない。

第十八条 市町村が第十六条第一項の規定による通報又は同条第二項の規定による届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。都道府県が前条の規定による報告を受けた場合における当該報告を受けた都道府県の職員についても、同様とする。

(通報等を受けた場合の措置)

第十九条 市町村が第十六条第一項の規定による通報若しくは同条第二項の規定による届出を受け、又は都道府県が第十七条の規定による報告を受けたときは、市町村長又は都道府県知事は、障害者福祉施設の業務又は障害福祉サービス事業等の適正な運営を確保することにより、当該通報又は届出に係る障害者に対する障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止並びに当該障害者の保護及び自立の支援を図るため、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律その他関係法律の規定による権限を適切に行使するものとする。

(公表)

第二十条 都道府県知事は、毎年度、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の状況、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待があった場合に採った措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

#### 第四章 使用者による障害者虐待の防止等

(使用者による障害者虐待の防止等のための措置)

第二十一条 障害者を雇用する事業主は、労働者の研修の実施、当該事業所に使用される障害者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の使用者による障害者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

(使用者による障害者虐待に係る通報等)

第二十二条 使用者による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村又は都道府県に通報しなければならない。

- 2 使用者による障害者虐待を受けた障害者は、その旨を市町村又は都道府県に届け出ることができる。
- 3 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通報（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。）をすることを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 労働者は、第一項の規定による通報又は第二項の規定による届出（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。）をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

第二十三条 市町村は、前条第一項の規定による通報又は同条第二項の規定による届出を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該通報又は届出に係る使用者による障害者虐待に関する事項を、当該使用者による障害者虐待に係る事業所の所在地の都道府県に通知しなければならない。

第二十四条 都道府県は、第二十二条第一項の規定による通報、同条第二項の規定による届出又は前条の規定による通知を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該通報、届出又は通知に係る使用者による障害者虐待に関する事項を、当該使用者による障害者虐待に係る事業所の所在地を管轄する都道府県労働局に報告しなければならない。

第二十五条 市町村又は都道府県が第二十二条第一項の規定による通報又は同条第二項の規定による届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村又は都道府県の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。都道府県が第二十三条の規定による通知を受けた場合における当該通知を受けた都道府県の職員及び都道府県労働局が前条の規定による報告を受けた場合における当該報告を受けた都道府県労働局の職員についても、同様とする。

(報告を受けた場合の措置)

第二十六条 都道府県労働局が第二十四条の規定による報告を受けたときは、都道府県労働局長又は労働基準監督署長若しくは公共職業安定所長は、事業所における障害者の適正な労働条件及び雇用管理を確保することにより、当該報告に係る障害者に対する使用者による障害者虐待の防止並びに当該障害者の保護及び自立の支援を図るため、当該報告に係る都道府県との連携を図りつつ、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成十三年法律第一百十二号）その他関係法律の規定による権限を適切に行使するものとする。



(船員に関する特例)

第二十七条 船員法（昭和二十二年法律第百号）の適用を受ける船員である障害者について行われる使用者による障害者虐待に係る前三条の規定の適用については、第二十四条中「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令又は厚生労働省令」と、「当該使用者による障害者虐待に係る事業所の所在地を管轄する都道府県労働局」とあるのは「地方運輸局その他の関係行政機関」と、第二十五条中「都道府県労働局」とあるのは「地方運輸局その他の関係行政機関」と、前条中「都道府県労働局が」とあるのは「地方運輸局その他の関係行政機関が」と、「都道府県労働局長又は労働基準監督署長若しくは公共職業安定所長」とあるのは「地方運輸局その他の関係行政機関の長」と、「労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）」とあるのは「船員法（昭和二十二年法律第百号）」とする。

(公表)

第二十八条 厚生労働大臣は、毎年度、使用者による障害者虐待の状況、使用者による障害者虐待があった場合に採った措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

## 第五章 就学する障害者等に対する虐待の防止等

(就学する障害者に対する虐待の防止等)

第二十九条 学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、同法第二百二十四条に規定する専修学校又は同法第三十四条第一項に規定する各種学校をいう。以下同じ。）の長は、教職員、児童、生徒、学生その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、就学する障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、就学する障害者に対する虐待に対処するための措置その他の当該学校に就学する障害者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとする。

(保育所等に通う障害者に対する虐待の防止等)

第三十条 保育所等（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十九条第一項に規定する保育所若しくは同法第五十九条第一項に規定する施設のうち同法第三十九条第一項に規定する業務を目的とするもの（少数の乳児又は幼児を対象とするものその他の厚生労働省令で定めるものを除く。）又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第六項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。）の長は、保育所等の職員その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、保育所等に通う障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、保育所等に通う障害者に対する虐待に対処するための措置その他の当該保育所等に通う障害者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとする。

(医療機関を利用する障害者に対する虐待の防止等)

第三十一条 医療機関（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院又は同条第二項に規定する診療所をいう。以下同じ。）の管理者は、医療機関の職員その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、医療機関を利用する障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、医療機関を利用する障害者に対する虐待に対処するための措置その他の当該医療機関を利用する障害者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとする。

## 第六章 市町村障害者虐待防止センター及び都道府県障害者権利擁護センター

(市町村障害者虐待防止センター)

第三十二条 市町村は、障害者の福祉に関する事務を所掌する部局又は当該市町村が設置する施設において、当該部局又は施設が市町村障害者虐待防止センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村障害者虐待防止センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 第七条第一項、第十六条第一項若しくは第二十二条第一項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出若しくは第十六条第二項若しくは第二十二条第二項の規定による届出を受理すること。
- 二 養護者による障害者虐待の防止及び養護者による障害者虐待を受けた障害者の保護のため、障害者及び養護者に対して、相談、指導及び助言を行うこと。
- 三 障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する広報その他の啓発活動を行うこと。

(市町村障害者虐待防止センターの業務の委託)

第三十三条 市町村は、市町村障害者虐待対応協力者のうち適当と認められるものに、前条第二項各号に掲げる業務の全部又は一部を委託することができる。

2 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由なしに、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 第一項の規定により第七条第一項、第十六条第一項若しくは第二十二条第一項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出若しくは第十六条第二項若しくは第二十二条第二項の規定による届出の受理に関する業務の委託を受けた者が第七条第一項、第十六条第一項若しくは第二十二条第一項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出若しくは第十六条第二項若しくは第二十二条第二項の規定による届出を受けた場合には、当該通報若しくは届出を受けた者又はその役員若しくは職員は、その職務上知り得た事項であつて当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(市町村等における専門的に従事する職員の確保)

第三十四条 市町村及び前条第一項の規定による委託を受けた者は、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援を適切に実施するために、障害者の福祉又は権利の擁護に関し専門的知識又は経験を有し、かつ、これらの事務に専門的に従事する職員を確保するよう努めなければならない。

(市町村における連携協力体制の整備)

第三十五条 市町村は、養護者による障害者虐待の防止、養護者による障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援を適切に実施するため、社会福祉法に定める福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）その他関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。この場合において、養護者による障害者虐待にいつでも迅速に対応することができるよう、特に配慮しなければならない。

(都道府県障害者権利擁護センター)

第三十六条 都道府県は、障害者の福祉に関する事務を所掌する部局又は当該都道府県が設置する施設において、当該部局又は施設が都道府県障害者権利擁護センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 都道府県障害者権利擁護センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 第二十二条第一項の規定による通報又は同条第二項の規定による届出を受理すること。
- 二 この法律の規定により市町村が行う措置の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供、助言その他必要な援助を行うこと。
- 三 障害者虐待を受けた障害者に関する各般の問題及び養護者に対する支援に関し、相談に応ずること又は相談を行う機関を紹介すること。
- 四 障害者虐待を受けた障害者の支援及び養護者に対する支援のため、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 五 障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する情報を収集し、分析し、及び提供すること。
- 六 障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する広報その他の啓発活動を行うこと。
- 七 その他障害者に対する虐待の防止等のために必要な支援を行うこと。

(都道府県障害者権利擁護センターの業務の委託)

第三十七条 都道府県は、第三十九条の規定により当該都道府県と連携協力する者（以下「都道府県障害者虐待対応協力者」という。）のうち適当と認められるものに、前条第二項第一号又は第三号から第七号までに掲げる業務の全部又は一部を委託することができる。

2 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由なしに、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 第一項の規定により第二十二条第一項の規定による通報又は同条第二項に規定する届出の受理に関する業務の委託を受けた者が同条第一項の規定による通報又は同条第二項に規定する届出を受けた場合には、当該通報若しくは届出を受けた者又はその役員若しくは職員は、その職務上知り得た事項であつて当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(都道府県等における専門的に従事する職員の確保)

第三十八条 都道府県及び前条第一項の規定による委託を受けた者は、障害者虐待の防止、障害者虐待を受け

た障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援を適切に実施するために、障害者の福祉又は権利の擁護に関し専門的知識又は経験を有し、かつ、これらの事務に専門的に従事する職員を確保するよう努めなければならない。

(都道府県における連携協力体制の整備)

第三十九条 都道府県は、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援を適切に実施するため、福祉事務所その他関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。

## 第七章 雑則

(周知)

第四十条 市町村又は都道府県は、市町村障害者虐待防止センター又は都道府県障害者権利擁護センターとしての機能を果たす部局又は施設及び市町村障害者虐待対応協力者又は都道府県障害者虐待対応協力者の名称を明示すること等により、当該部局又は施設及び市町村障害者虐待対応協力者又は都道府県障害者虐待対応協力者を周知させなければならない。

(障害者虐待を受けた障害者の自立の支援)

第四十一条 国及び地方公共団体は、障害者虐待を受けた障害者が地域において自立した生活を円滑に営むことができるよう、居住の場所の確保、就業の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究)

第四十二条 国及び地方公共団体は、障害者虐待を受けた障害者がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析を行うとともに、障害者虐待の予防及び早期発見のための方策、障害者虐待があった場合の適切な対応方法、養護者に対する支援の在り方その他障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援のために必要な事項についての調査及び研究を行うものとする。

(財産上の不当取引による被害の防止等)

第四十三条 市町村は、養護者、障害者の親族、障害者福祉施設従事者等及び使用者以外の者が不当に財産上の利益を得る目的で障害者で行う取引（以下「財産上の不当取引」という。）による障害者の被害について、相談に応じ、若しくは消費生活に関する業務を担当する部局その他の関係機関を紹介し、又は市町村障害者虐待対応協力者に、財産上の不当取引による障害者の被害に係る相談若しくは関係機関の紹介の実施を委託するものとする。

2 市町村長は、財産上の不当取引の被害を受け、又は受けるおそれのある障害者について、適切に、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五十一条の十一の二又は知的障害者福祉法第二十八条の規定により審判の請求をするものとする。

(成年後見制度の利用促進)

第四十四条 国及び地方公共団体は、障害者虐待の防止並びに障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに財産上の不当取引による障害者の被害の防止及び救済を図るため、成年後見制度の周知のための措置、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずることにより、成年後見制度が広く利用されるようにしなければならない。

## 第八章 罰則

第四十五条 第三十三条第二項又は第三十七条第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第四十六条 正当な理由がなく、第十一条第一項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは障害者に答弁をさせず、若しくは虚偽の答弁をさせた者は、三十万円以下の罰金に処する。

## 附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十四年十月一日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、学校、保育所等、医療機関、官公署等における障害者に対する虐待の防止等の体制の在り方並びに障害者の安全の確認又は安全の確保を実効的に行うための方策、障害者を訪問して相談等を行う体制の充実強化その他の障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援、養護者に対する支援等のための制度について、この法律の施行後三年を目途として、児童虐待、高齢者虐待、配偶者からの暴力等の防止等に関する法制度全般の見直しの状況を踏まえ、この法律の施行状況等を勘案して検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(調整規定)

第四条 この法律の施行の日が障害者基本法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九十号）の施行の前日である場合には、同法の施行の日の前日までの間における第二条第一項及び前条の規定による改正後の高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第二条第六項の規定の適用については、これらの規定中「第二条第一号」とあるのは、「第二条」とする。

附 則 （平成二四年四月六日法律第二七号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成二四年六月二七日法律第五一号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条、第四条、第六条及び第八条並びに附則第五条から第八条まで、第十二条から第十六条まで及び第十八条から第二十六条までの規定 平成二十六年四月一日

附 則 （平成二四年八月二二日法律第六七号） 抄

この法律は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。

附 則 （平成二八年六月三日法律第六五号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。

**発 行** 函館市保健福祉部障がい保健福祉課  
〒040-8666 函館市東雲町4番13号  
TEL 0138-21-3302  
FAX 0138-27-2770  
E-mail [fukushi-shougai@city.hakodate.hokkaido.jp](mailto:fukushi-shougai@city.hakodate.hokkaido.jp)